

社会福祉法人くれない学園 御中

調査報告書

【公表版】

平成28年12月8日

社会福祉法人くれない学園不正会計調査委員会

委員長 井 上 圭 吾

委員 安 部 将 規

委員 岡 本 大 典

委員 金 一 寿

目 次

第1	本件調査の概要.....	1
1	当調査委員会設置の経緯.....	1
2	当調査委員会の構成.....	1
3	当調査委員会の調査目的及び調査対象.....	2
	(1) 調査目的.....	2
	(2) 調査対象.....	2
	(3) 調査期間.....	2
4	本件調査の方法.....	2
第2	くれない学園の概要.....	3
1	社会福祉法人くれない学園について.....	3
2	くれない保育所について.....	4
3	B氏及びA氏の給与.....	4
第3	不適正会計の内容と経過.....	5
1	不適正会計の概要と発覚の経緯.....	5
	(1) 概要.....	5
	(2) 発覚の経緯.....	5
2	不適正会計の内容.....	5
	(1) 不適正会計が行われるに至った経緯.....	5
	(2) 不適正会計の関与者と方法・期間.....	7
	(3) 損失額.....	8
	ア 損失額の試算.....	8
	(ア) 概要.....	8
	(イ) 運営費収入等の検証結果.....	9
	(ウ) 人件費支出の検証結果.....	10
	(エ) 施設整備等による支出の検証結果.....	11
	(オ) 損失額の試算結果.....	11
	イ 損失額の試算結果の検証.....	13
	(ア) 概要.....	13
	(イ) 資金収支計算書の収支差額（利潤）から損失額を試算.....	14
	(ウ) 法人口座の入出金額から損失額を試算.....	15
	① 概要.....	15
	② 試算結果.....	18
	(エ) 先物取引会社の損益証明書から損失額を試算.....	19
	① 概要.....	19

② 損失額の試算	20
(オ) 損失額のまとめ	21
(4) 損失額に対するA氏の抗弁	21
第4 不適正会計の背景と原因	22
1 会計処理に対するチェック体制の不備	22
(1) A氏が他者の関与なく単独で会計を処理できる体制であったこと	22
(2) 不適正会計を発見できる者が施設内にいなかったこと	22
(3) 顧問税理士によるチェックも不徹底であったこと	22
2 理事会、監事の機能不全	23
(1) 理事会の機能不全	23
ア 理事の構成	23
イ 理事の在任期間が長期にわたること	23
ウ 理事報酬が支払われていなかったこと	24
エ A氏との関係の近さ	24
オ 会計資料の当日配布	25
(2) 監事の機能不全	25
3 監督官庁の監査不全	25
(1) 概要	25
(2) 預金通帳等の不備が適切に指摘されてこなかったこと	26
(3) 改善命令への抵抗感	26
第5 関係者の責任及び責任追及	28
1 はじめに	28
(1) 法人の資産運用の考え方	28
(2) 当法人の資産運用の考え方	29
(3) 本報告書の前提	30
2 A氏の責任	30
(1) 損害賠償請求	30
(2) 懲戒	30
(3) 刑事告訴	32
3 元理事長B氏の責任	33
(1) 損害賠償	33
(2) 処遇	34
4 B氏を除く理事の責任	34
(1) 理事の資格要件	34
(2) 当法人における理事の選任	35
(3) 理事会の機能不全	35

(4) 理事の責任.....	35
(5) 小活	36
5 監事の責任.....	36
(1) 監事の資格要件.....	36
(2) 当法人における監事の資格要件等	36
(3) 監事の機能不全.....	37
(4) 監事の責任.....	37
(5) 小活	38
6 顧問税理士の責任.....	38
7 大阪市の責任	38
第6 再発防止策.....	41
1 経理におけるチェックシステムの強化（内部統制の強化）	41
(1) 複数名の関与.....	41
(2) 業務の見える化.....	41
2 理事会、監事の機能強化.....	41
(1) 理事、監事及び会計監査人の人選	41
ア 理事について	42
イ 監事について	42
ウ 会計監査人について.....	42
(2) 理事会のガバナンスの強化.....	43
ア 資料の事前配布.....	43
イ 理事のチェック能力の向上.....	43
(3) 監事監査の強化.....	43
(4) 理事、監事に対する研修の実施.....	43
3 内部通報制度の設置.....	44
4 監督官庁について	44

*本文中の金額の表示は、原則として、万円単位で表示している。

第1 本件調査の概要

1 当調査委員会設置の経緯

社会福祉法人くれない学園（以下「当法人」という。）では、平成26年度の大阪市による指導監査において、当法人の通帳の不審な振込履歴から法人の資金が副園長（副施設長）であるA氏の個人口座に移されていることが発覚し、さらにA氏がその資金を商品先物取引に使用していることが判明した。

当法人は、大阪市から不適正な会計処理等につき是正、改善を求められ、改善報告書を提出したが、その内容が不十分であったため、大阪市から損失発生に至った経緯を明らかにすること及び損失額を確定して報告することを求められた。当法人では、不適正会計の内容を把握するために、当法人と利害関係のない税理士法人P会計事務所に調査を依頼したところ、同会計事務所からは、平成28年4月に、不明勘定が1億9400万円に及ぶとの調査報告書が提出された。ただし、同会計事務所の調査では、A氏の個人通帳の一部が確認できておらず、調査対象期間も平成17年度以後と限定せざるを得なかったため、調査としては限定的なものであった。

当法人は、大阪市の指導もあり、損失発生の際の経緯及び損失額を明らかにするとともに、今後の適切な法人運営のため、平成28年7月25日開催の理事会において現任の理事・監事全員は不適正会計の責任をとって退任し、新たに大阪市及び一般社団法人大阪市私立保育園連盟から推薦された者を新理事、新監事として選任することとした（なお、新理事、新監事の就任は同年8月3日である）。

新役員による理事会では、損失発生に至った経緯及び損失額を明らかにするため、第三者による委員会で調査することとし、第三者による委員会（以下、「当調査委員会」という）の設置を決定した。

2 当調査委員会の構成

当法人は、第三者による委員会の設置にあたり、大阪弁護士会に委員の推薦を依頼し、大阪弁護士会から推薦された井上圭吾弁護士を委員長として、当調査委員会を設置した。

当調査委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	井上圭吾（弁護士）
委員	安部将規（弁護士）
委員	岡本大典（弁護士）
委員	金 一寿（公認会計士）

当法人と当調査委員会との間には、当調査委員会の独立性に影響を及ぼす利害関係は存在しない。

3 当調査委員会の調査目的及び調査対象

(1) 調査目的

当調査委員会の調査目的は以下のとおりである。

- ① 不適正な会計処理の内容及びそれによる損失額の調査
- ② 不適正な会計処理に至った原因及び責任の分析
- ③ 再発防止策等の提言

(2) 調査対象

当調査委員会の調査対象は、A氏が行ったとされる不適正会計である。

(3) 調査期間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 12 月 8 日まで

4 本件調査の方法

本件調査にあたり、当法人の会計帳簿及び銀行等の通帳、A氏の個人名義の銀行の通帳・取引履歴並びにA氏が取引を行ったとされる商品先物取引会社の損益証明書等の書類の分析、検討を行うとともに、以下の関係者等からのヒアリングを実施した。

【ヒアリングの対象者】

- ・元理事長兼園長（現園長） B
- ・副園長 A
- ・元理事兼主任（現主任） C
- ・元理事 D・E・F
- ・元監事 G・H
- ・元顧問税理士 O
- ・税理士法人P会計事務所 [redacted]・[redacted]
- ・大阪市福祉局総務部法人監理担当課長 [redacted]、同担当係長 [redacted]
- ・大阪市こども青少年局保育施策部指導担当課長 [redacted]、同担当係長 [redacted]

なお、平成 24 年以後に在任した役員のうち、元理事 I 氏は亡くなられ、元理事の L 氏については同氏が多忙のため、元監事 K 氏については病氣療養中のため、面談できなかった。

第2 ぐれない学園の概要

1 社会福祉法人ぐれない学園について

当法人は、昭和51年に設立された社会福祉法人で、設立以来、第2種社会福祉事業（保育所）を営む者として、ぐれない保育所（所在地 大阪市城東区鳴野東3丁目23番12号）の経営を行っている。ぐれない保育所は、昭和27年に宗教法人が認可を受けて設置した保育所で、当法人は昭和51年に宗教法人からその経営を引き継いだものである。

理事長は、昭和51年8月以後平成28年8月3日まで、現園長（施設長）であるB氏が兼任していた。本件不適正会計の発覚を受け、B氏は理事長を退任し、平成28年8月3日以後は、社会福祉法人みおつくし福社会常務理事や大阪市こども青少年局保育企画担当部長を務めた岡井行雄氏が理事長を務めている。

従前の他の理事及び監事も、本件不適正会計問題の責任をとって全員が退任し、平成28年8月3日以後は、新役員構成となった（理事長1名、常務理事1名、理事4名、監事2名）。

不適正会計が始まったと推測される平成14年より前の平成10年以後の当法人の役員の推移は以下のとおりである。

期間（平成）	理事長	理事	監事
10.3～22.3 （5期間）	B	D、E、G、I、M、N、J、	H K
22.3～24.3 （1期間）	B	D、E、G、I、 <u>L</u> 、 <u>C</u> 、J	H K
24.3～28.3 （2期間）	B	D、E、G、I、L、C、 <u>F</u>	H K
28.3～28.8	B	D、E、L、C、F	H <u>G</u>
28.8～	<u>岡井行雄</u>	<u>吉住教弘</u> 、 <u>青地正壽</u> 、 <u>本田久美子</u> 、 <u>渡嘉敷恵</u> 、 <u>寺田崇雄</u>	<u>松野五郎</u> <u>嶋田良介</u>

（注）下線は、新規に就任した理事、監事

平成 28 年 8 月 3 日に交替する直前の当法人の役員構成及び職業等は以下のとおりである。

役職名	氏名	生年月日	職業・公職
理事長	B	S10. []	くれない保育所園長（A氏の母）
理事 （職務代理者）	D	S11. []	[] 園長 （社福） [] 理事長
理事	E	S20. []	会社経営者
理事	F	S6. []	（社福） [] 理事長
理事	L	S45. []	会社員、A氏の妻の弟
理事	C	S40. []	くれない保育所保育士、A氏の妹
監事	G	S17. []	[] 園長等 （社福） [] 理事長 （社福） [] 理事長 （社福） [] 理事長
監事	H	S29. []	会社経営者

2 くれない保育所について

くれない保育所の利用定員は、0歳児 18名、1歳児 35名、2歳児 42名、3歳児 45名、4歳児 45名、5歳児 45名である。

職員数は平成 28 年 9 月 1 日現在、園長（B）、副園長（A）、主任保育士（C）以下正職員、非常勤職員、派遣社員を含め合計 36 名である。

3 B氏及びA氏の給与

当法人が平成 17 年以降に B 氏及び A 氏に支払った給与及び賞与の合計額は、以下のとおりである。

（単位：円）

	B 氏	A 氏
平成 17 年度	10,564,210	8,579,787
平成 18 年度	9,993,140	8,809,342
平成 19 年度	10,338,940	9,386,481
平成 20 年度	10,275,125	9,708,046
平成 21 年度	10,445,375	9,677,235
平成 22 年度	9,238,213	9,142,953
平成 23 年度	10,126,836	9,769,887
平成 24 年度	10,059,769	10,052,597
平成 25 年度	9,491,777	10,058,873
平成 26 年度	9,674,722	10,379,567
平成 27 年度	9,742,258	10,082,687
平均	9,995,488	9,604,314

第3 不適正会計の内容と経過

1 不適正会計の概要と発覚の経緯

(1) 概要

当法人の副園長であるA氏（元理事長B氏の子）は、平成12年度に当法人の経理業務を担うようになったところ、平成14年度以降、理事長その他の役員に無断で、当法人の預金口座の預金を、現金で出金のうえ、またはA氏個人の預金口座に送金したうえ、若しくは当法人から直接商品先物取引会社に送金する等の方法により、不正に出金し、A氏の個人名義で商品先物取引を繰り返して損失を生じさせる等したことにより3億7000万円の当法人の財産を減少させた。

この間、A氏は、不正な出金を隠匿するために、帳簿上、架空の預金口座や有価証券取引があるかの会計操作を行い、会計上は不正な出金はなく、そのまま当法人に資産があるかの外観を作出していた。

これまでにA氏及びB氏は合計5500万円を当法人に弁償していることから、現時点で当法人が被った損害は3億1500万円である。

(2) 発覚の経緯

平成26年10月16日に実施された大阪市福祉局による平成26年度法人指導監査（こども青少年局による施設監査と同時実施）において、預金の不審な振込履歴から、当法人の副園長であるA氏が、当法人の資金を個人口座に移していることが発見された。これを契機として、A氏が当法人の資金を原資として商品先物取引を行っていることが判明した。

2 不適正会計の内容

(1) 不適正会計が行われるに至った経緯

平成13年1月に前任の経理担当者であった■■■■氏が死亡したことで、A氏が経理を担当することになった。A氏は平成12年度の中途より経理業務を行っており、平成12年度の各種決算書の作成者は次のとおりである（筆跡及びヒアリングで特定）。

	施設会計	本部会計
収支計算書	顧問税理士	A氏
貸借対照表	顧問税理士	不明（システム印字）
財産目録	顧問税理士	顧問税理士

平成13年度の決算書は保管されておらず、詳細を把握することはできないが、平成14年度の貸借対照表が存在し、当該貸借対照表に記載された「前年度末」の金額から把握される預貯金等の状況と平成12年度の預貯金等の状況は次のとおりである。

<平成 12 年度の預貯金等の状況>

(単位：円)

勘定科目		施設	本部	法人計	備考
当座	大和/城東	2,861,889	0	2,861,889	
預金	あさひ/鳴野	117,560	154,370	271,930	
普通	大和/城東	16,751,090	0	16,751,090	通帳残高と一致。
預金	あさひ/鳴野	890,700	3,394,162	4,284,862	
定期	大和/城東	18,914,418	14,838,522	33,752,940	H13 年度の通帳 (H14/1/21) に定期の解約入金あり。
預金	郵便局	6,076,906	0	6,076,906	通帳に H9/5～H15/12 の定額貯金の記載あり。
郵便局貯金		34,255	0	34,255	
預金計		45,646,818	18,387,054	64,033,872	
有価証券		3,000,000	0	3,000,000	
その他の固定資産		3,010,000	0	3,010,000	H11 年度財産目録に同額の金銭信託 (大和銀行) の記載あり。
福祉共済会退職金預け金		0	2,837,252	2,837,252	H25 年度で損失処理
預金以外計		6,010,000	2,837,252	8,847,252	
合計		51,656,818	21,224,306	72,881,124	

(*) ○囲いは実在性が極めて高いと推測されるもの。

<平成 13 年度の預貯金等の状況>

(単位：円)

勘定科目		施設	本部	法人計	備考
当座	大和	科目上区分なし		▲6,369,442	
預金	あさひ	科目なし		0	
普通	大和	44,490,318	18,551,048	63,041,366	施設分 44 百万円は通帳残高と一致。
預金	大和/本部	—	590,891	590,891	
	あさひ	科目なし		0	
定期	大和/城東	10,000,000	0	10,000,000	H13 年度の通帳 (H14/1/21) に定期預金への出金あり。
預金	定額貯金	科目上区分なし		6,076,906	通帳に H9/5～H15/12 の定額貯金の記載あり。
郵便貯金		科目上区分なし		583,522	
預金計				73,923,243	
有価証券/大和信託		科目上区分なし		3,000,000	
有価証券/大和投資信託		科目上区分なし		5,200,000	
その他の固定資産		科目上区分なし		3,010,000	H11 年度財産目録に同額の金銭信託 (大和銀行) の記載あり。
福祉共済会退職金預け金		科目上区分なし		2,837,252	H25 年度で損失処理

預金以外計	14,047,252
合計	87,970,495

(*) ○囲いは実在性が極めて高いと推測されるもの。

平成12年度末の預金は6403万円であるが、このうち実在性が極めて高いと思われるものは5658万円であり、概ね適正な経理が実施されていたと推測される。また、平成13年度末の預金は7392万円であるが、このうち実在性が極めて高いと思われるものは6056万円であり、こちらもある程度は適正な処理がなされていたと思われる。

なお、各年度とも通帳等が一部しか保管されておらず、網羅的な検証が実施できなかったため、実在性が高いと思われるもの以外についての検証は実施できなかった。

平成13年度から平成27年度までの資金収支計算書及び貸借対照表の推移(別表1を参照)をみると、平成14年度に明らかな架空勘定である「定期/三井住友/施設」に2300万円が計上されている。そして、架空勘定等の推移を整理した別表2のとおり平成14年度から急速にその残高が増加しており、本件不適正会計の開始時期は平成14年度と推測される。

この点、A氏は当調査委員会のヒアリングに対して、前任者より経理業務を引き継いだ時点で架空勘定はなく、自らが経理業務を行うようになってから「そんなには経たずに園のお金を使うようになった」旨を述べていることと符合する。

なお、架空勘定等の推移を整理した別表2は現時点で架空となっているものであり、平成13年度の「定期/大和/施設：1000万円」等、その時点においては実在したものも含んでいる。また、平成15年度の法人口座通帳には数カ所「トウシンタク」なる記載が見受けられ、平成15年度あたりでは投資信託関係は実在していたことが窺える。ただし、現時点ではそれらすべてが実在しないことを念のため申し添えておく。

(2) 不適正会計の関与者と方法・期間

本件不適正会計は、法人口座からの社外流出額を架空勘定に資金移動したように会計処理することで社外流出を隠ぺいするという極めて単純な不適正会計であり、過年度のいずれかにおいて架空勘定の残高証明または通帳を確認すれば、瞬時に露見したであろう事案である。

そして、法人の経理業務はA氏が一手に引き受け、ほぼ他者の関与を受けなかったという事情を勘案すると、不適正会計はA氏が単独で実行したと推測される。

不適正会計の開始時期は先に述べたように平成 14 年度と推測され、最終取引（法人口座と個人口座との間の入出金）は平成 28 年 1 月 21 日の 100 万円の出金と平成 28 年 1 月 27 日の 300 万円の入金であり、平成 14 年度から平成 27 年度までの 14 年間にわたり不適正会計がなされていたと認められる。

(3) 損失額

ア 損失額の試算

(ア) 概要

当調査委員会では、会計帳簿の架空勘定から損失額を試算したが、以下のとおり、不適正会計が実施された期間の完全な資料を入手することはできなかった。

当法人が現在使用する会計システムは平成 17 年度から使用されており、平成 16 年度以前の総勘定元帳等の会計データは入手できなかった。ただし、平成 16 年度以前の資金収支計算書等は、平成 13 年度を除き概ね入手できた。

	資金収支計算書	事業活動収支計算書	貸借対照表	財産目録
平成 12 年度	○	—	○	○
平成 13 年度	—	—	—	—
平成 14 年度	○	○	○	○
平成 15 年度	○	○	○	○
平成 16 年度	○	○	○	—
平成 17 年度～ 平成 27 年度	○	○	○	—

(*) 平成 12 年度は施設と本部に分割された資料である。

本件不適正会計は、社外流出額を架空勘定に付替え、社外流出額の一部を法人口座に入金する際に架空勘定から戻す操作が基本となっている。A 氏によれば、収入や支出を操作することで社外流出を隠ぺいする作業は実施していないとのことであった。

これを踏まえ、当調査委員会では平成 17 年度から平成 26 年度までの期間について、収入の大部分を占める大阪市からの運営費収入及び補助金等について、実際入金額が適切に会計処理されているかを検証した。次いで、支出の大部分を占める人件費について、給与システムと総勘定元帳を照合し、人件費が適切に会計処理されているかを検証した。さらに、資金収支計算書における施設整備等による支出と固定資産台帳を照合することで、会計処理の適切性を検証した。

当該検証により会計処理に重要な瑕疵がないことを確認できれば、会計上の架空勘定が不適正な社外流出額に相当するとの推測は合理的であると考えられる。

(イ) 運営費収入等の検証結果

大阪市からの「運営費収入」及び「経常経費補助金収入」については、平成19年度で425万円、平成25年度で1404万円の計上漏れが確認されたものの、その他の年度においては多額の会計処理誤りは見受けられなかった。

＜運営費収入及び経常経費補助金収入＞ (単位：千円)

年度	通帳入金額(*)			会計処理の状況
	運営費分	補助金分	計	
H17	171,727	10,203	181,931	各種の収入科目で処理済み(900円差額あり)。
H18	167,279	10,814	178,094	各種の収入科目で処理済み。
H19	151,237	10,436	161,673	各種の収入科目で処理済み。 ただし、H20/5/27の入金分4,252,578円は、会計処理を確認できず、計上漏れと推測。
H20	174,492	10,665	185,158	各種の収入科目で処理済み。
H21	155,296	11,928	167,224	各種の収入科目で処理済み。
H22	148,271	13,080	161,351	各種の収入科目で処理済み。 ただし、入金額の一部を未収金のマイナスで計上する等の会計処理の誤りがある。影響額は367,487円
H23	168,573	9,708	178,282	各種の収入科目で処理済み。 ただし、前期未収計上分を収入で計上しており、過大計上があると推測(306,000円)。
H24	176,400	10,785	187,185	各種の収入科目で処理済み。
H25	156,270	9,630	165,900	各種の収入科目で処理済み。 ただし、H25/4/10の入金分14,048,600円は、会計処理を確認できず、計上漏れと推測。
H26	174,234	16,085	190,319	各種の収入科目で処理済み。

(*) 翌年5月までの精算を対象としており、大阪市への返還額は入金額から控除している。

また、「延長保育事業収入」及び「長時間保育事業収入」は、数十万円程度の会計処理誤りが見受けられたのみであった。

<延長保育事業収入及び長時間保育事業収入>

(単位：千円)

年度	通帳入金額			会計処理の状況
	長時間分	延長分	計	
H17	997	2,052	3,050	各種の収入科目で処理済み。
H18	860	1,412	2,272	各種の収入科目で処理済み。 一部、入金を確認できない収入が計上されており、過大計上があると推測（133,800円）。
H19	629	1,452	2,082	各種の収入科目で処理済み。 ただし、H20/4/14の入金分206,690円は、会計処理を確認できず、計上漏れと推測。
H20	530	1,653	2,183	各種の収入科目で処理済み。
H21	379	1,562	1,941	各種の収入科目で処理済み。 ただし、H22/4/14の入金分169,980円は、会計処理を確認できず、計上漏れと推測。
H22	708	1,467	2,175	各種の収入科目で処理済み。
H23	683	1,302	1,985	各種の収入科目で処理済み。 ただし、入金額と整合しない収入があり会計処理の誤りと推測（影響額は10,000円）。
H24	852	1,221	2,073	各種の収入科目で処理済み。
H25		2,452	2,452	各種の収入科目で処理済み。
H26		781	781	各種の収入科目で処理済み。 ただし、入金額と整合しない収入があり会計処理の誤りと推測（影響額は12,700円）。

(*) 平成25年度、平成26年度は長時間保育の料金徴収が廃止されている。

(ウ) 人件費支出の検証結果

人件費支出の「職員俸給」と「職員諸手当」について、各年度で任意の一月を抽出し、該当月における給与システムと総勘定元帳を照合した。そして、給与システム上の職員から任意の1名を抽出し、職員名簿等との照合をした。

<職員俸給及び職員諸手当>

(単位：円)

年度	対象月	支給人数	職員俸給			職員諸手当		
			元帳計上額 (A)	給与システム (B)	差額 (A-B)	元帳計上額 (A)	給与システム (B)	差額 (A-B)
H17	4月	38	5,020,100	5,020,100	0	2,099,042	2,099,042	0
H18	5月	34	5,784,880	5,784,880	0	1,966,061	1,952,088	13,973
H19	6月	35	5,523,960	5,523,960	0	1,983,952	1,983,952	0
H20	7月	31	5,046,200	5,046,200	0	2,030,248	2,030,248	0
H21	8月	29	5,042,300	5,042,300	0	1,911,403	1,914,923	▲ 3,520
H22	9月	35	4,477,358	4,477,358	0	2,095,249	2,095,249	0
H23	10月	30	4,432,618	4,432,618	0	2,055,299	2,055,299	0
H24	11月	25	4,019,806	4,019,806	0	1,902,478	1,895,438	7,040
H25	12月	32	4,484,744	4,477,810	6,934	2,468,783	2,467,812	971
H26	12月	34	4,152,830	4,302,830	▲ 150,000	3,249,672	3,249,672	0

照合の結果、数カ所で不一致が生じていたが、多額な不一致はなく、会計処理上の誤りや諸事情による会計処理の修正が影響したと考えられる。また、職員名簿等との照合においても異常は見受けられなかった。

(エ) 施設整備等による支出の検証結果

平成 17 年度から平成 26 年度までの施設整備等による支出の累計額は 6954 万円となっているが、これらについては固定資産台帳または固定資産の特定預金と関連づけられた。ただし、一部で計上年度の矛盾があるものも見受けられた。

(オ) 損失額の試算結果

上記でみたように、運営費収入等で一部の計上漏れが見受けられるものの、収入及び支出は概ね適正に会計処理されており、会計処理上の重要な瑕疵は見受けられなかった。

したがって、架空勘定は社外流出を隠ぺいするために生じたものと推測され、架空勘定残高が社外流出額に相当すると考えられる。平成 27 年度末の

架空勘定残高から推測される損失額は、下記のように3億7000万円になる。
 なお、平成27年度において、5500万円が法人に返済されている。

< 損失額の試算結果 >

(単位：円)

内容	金額	備考
H27年度末の架空勘定残高	145,169,522	
H27年度の返済直前の短期貸付金	29,300,000	H28年3月の55百万円の返済直前の残高。
H26年度の事業活動収支計算書の 事業外損失	166,316,331	H26年度において架空勘定の一部を損失処理して いる。
H26年度の事業活動収支計算書の 評価損	8,330,478	
H25年度の事業活動収支計算書の 売却損	5,423,284	H25年度において架空勘定の一部と退職共済（下 段）分を損失処理している。
H25年度の事業活動収支の売却損 （退職共済分）	▲ 2,837,252	事業に関連するものと推測されるため、架空勘定 残高から除外。
H25年4月10日入金の大阪市運 営費収入計上漏れ	14,048,600	
H20年5月7日入金の大阪市運 営費収入計上漏れ	4,252,578	
計	370,003,541	
【参考】H27年度の返済額	55,000,000	H28年3月の返済金であり、これと返済直前の短 期貸付金の差額が役員借入金として計上されてい る。

イ 損失額の試算結果の検証

(ア) 概要

当調査委員会では、会計帳簿の架空勘定から損失額を試算したが、当該試算結果の合理性を検証するために、次の3つの方法でも損失額を試算した。

試算方法	概要
資金収支計算書の収支差額（利潤）から損失額を試算	資金収支計算書は特定預金支出等の法人内部での資金移動も支出として整理されるため、こうした項目等の影響を排除し、法人内での利潤がどの程度あったかを把握し、そこから法人に内部留保されていたであろう預金と実際の預金額を比較し、差額を社外流出額とする方法。
法人口座の入出金額から損失額を試算	本件は、法人口座から先物取引会社やA氏の個人口座等に資金が流出し、A氏が法人口座に資金を返済するという構図である。このため、法人口座からの入出金額から社外流出した金額を推測する方法。
先物取引会社の損益証明書から損失額を試算	本件での社外流出額は大部分が商品先物取引に使用されたと考えられるため、先物取引会社の損益証明書を入手し、どの程度の損失が生じていたかを把握し、当該損失を補填するための必要額を推測する方法。

なお、資金収支計算書の収支差額からの試算方法は、会計帳簿及びこれに関連する資料を用いて試算している。

他方、法人口座の入出金額からの試算や先物取引会社の損益証明書からの試算では、適宜必要な資料を入手して試算しているが、不適正会計が実施された期間の完全な資料を入手することはできなかつた。入手できた資料の状況は、各試算方法の箇所に記載している。

(イ) 資金収支計算書の収支差額（利潤）から損失額を試算

平成 14 年度から平成 27 年度までの資金収支計算書について、特定預金への振替支出や平成 26 年度の損失計上額（架空勘定の一部を損切）等の影響を除いた資金収支計算書は別表 3 のとおりであり、14 年間で合計 3 億 1055 万円のプラスの収支差額が生じている。

また、平成 13 年度末で実在した可能性が高い預貯金は 6056 万円であるが、平成 27 年度末での実在する預貯金は 1841 万円である。

これらを加味した損失額は次のように、3 億 5270 万円と試算される。

(単位：円)

内容	金額	備考
H14 年度から H27 年度までの当期収支差額の合計	310,554,786	
H13 年度末に実在した可能性が高い預貯金	60,567,224	普通/大和/施設：44,490 千円 定期/大和/施設：10,000 千円 ゆうちょ/定額貯金：6,076 千円
H27 年度末に実在する預貯金	▲18,416,044	H28 年 3 月に返済された 55,000 千円は含んでいない。
計	352,705,966	
【参考】 H27 年度の返済額	55,000,000	H28 年 3 月の返済金であり、これと返済直前の短期貸付金の差額が役員借入金として計上されている。

(ウ) 法人口座の入出金額から損失額を試算

① 概要

会計上は多数の預金口座が存在するが、不適正会計が生じていなかったと考えられる平成 12 年度の財産目録から確認できる法人口座は次のとおりである。

このうち、不適正会計で最も使用されたのは No3 の口座であり、法人の運転資金口座として機能している。

No	種類	銀行名	口座番号	備考
1	普通預金	大和銀行	02 [REDACTED]	H14 年度末で大和銀行とあさひ銀行が合併し、りそな銀行に改称し、No3 に承継されたと推測。
2	普通預金	あさひ銀行	—	
3	普通預金	りそな銀行 (施設用)	02 [REDACTED]	
4	普通預金	りそな銀行 (本部用)	67 [REDACTED]	
5	当座預金	大和銀行	—	H14 年度末で大和銀行とあさひ銀行が合併し、りそな銀行に改称し、No7 に承継されたと推測。 なお、H28 年 8 月で解約済みとなっている。
6	当座預金	あさひ銀行	—	
7	当座預金	りそな銀行	13 [REDACTED]	
8	普通預金	三井住友銀行	16 [REDACTED]	架空勘定であったが、H26 年度に新規で口座開設した。
9	普通預金	三菱東京 UFJ 銀行	02 [REDACTED]	
10	郵便貯金		14 [REDACTED] 78 [REDACTED]	会計上の「定額貯金」を含む

(*) 網掛けの口座が平成 27 年度までの法人運営で主に利用された口座である。

また、不適正会計で使用された A 氏の個人口座は次の 2 口座である。

No	種類	銀行名	口座番号	備考
1	普通預金	りそな銀行	15 [REDACTED]	
2	普通預金	三菱東京 UFJ 銀行	46 [REDACTED]	

これらの口座につき、通帳や取引明細を入手できた期間は次のとおりである。運転資金口座として機能する法人口座 (No1、3) は平成 11 年 9 月 24 日から入手できたが、それ以外は概ね平成 18 年頃からの入手となっ

ている。これは、銀行への取引照会できる期間が10年間とされているためである。

区分	No	種類	銀行名	口座番号	入手期間
法人 口座	1	普通預金	大和銀行	02 [REDACTED]	H11/9/24~H15/5/26
	2	普通預金	あさひ銀行		未入手
	3	普通預金	りそな銀行 (施設用)	02 [REDACTED]	H15/5/26~H28/10/4
	4	普通預金	りそな銀行 (本部用)	67 [REDACTED]	H19/2/10~H28/9/9
	5	当座預金	大和銀行		未入手
	6	当座預金	あさひ銀行		未入手
	7	当座預金	りそな銀行	13 [REDACTED]	H18/4/1~H28/8/30
	8	普通預金	三井住友銀行	16 [REDACTED]	H26/10/21~H28/8/15
	9	普通預金	三菱東京UFJ銀行	02 [REDACTED]	H26/10/23~H28/8/31
	10	郵便貯金		14 [REDACTED] 78 [REDACTED]	H15/6/18~H28/10/1
個人 口座	1	普通預金	りそな銀行	15 [REDACTED]	H18/9/4~H27/11/30
	2	普通預金	三菱東京UFJ銀行	46 [REDACTED]	H18/9/1~H27/10/19

法人及び個人口座について、社外流出に関係する主な口座は次のとおりであり、会計データを入手できた平成 17 年度から平成 27 年度までの入出金額を整理した。

区分	No	種類	銀行名	口座番号 【本項での区分】	入手期間
法人口座	3	普通預金	りそな銀行 (施設用)	02 [] 【法人口座 A】	H15/5/26~H28/10/4
	7	当座預金	りそな銀行	13 [] 【法人口座 C】	H18/4/1~H28/8/30
	10	郵便貯金		14 []-78 [] 【法人口座 B】	H15/6/18~H28/10/1
個人口座	1	普通預金	りそな銀行	15 [] 【個人口座 A】	H18/9/4~H27/11/30
	2	普通預金	三菱東京 UFJ 銀行	46 [] 【個人口座 B】	H18/9/1~H27/10/19

社外流出の大部分は法人口座 A から生じており、流出先は先物取引会社、個人口座 A、個人口座 B であるため、これらの内容を整理した。

また、法人口座 A から現金での出金も多数存在し、法人口座 B や C への入金となっているものや、法人経費の支払に充てられた可能性があるもの、あるいは社外流出として先物取引会社に振込まれたもの等が存在している。このため、現金出金や通帳の記載内容だけでは判然としないものは、10 万円以上で、かつ端数のない入出金を整理したうえで、架空勘定を用いた会計操作（架空口座への入出金の伝票処理がされたもの）が行われたものを集計した。

つまり、法人口座 A から先物取引会社への振込、個人口座 A と B への資金移動（振込または現金）、並びに、現金出金等で架空口座に入金の形をとったものの 3 グループを社外流出とし、逆に個人口座 A と B からの資金移動（振込または現金）、現金入金等で架空口座からの出金の形をとったものの 2 グループを社外流出の返済として整理した。

最後に、平成 17 年度より前の年度については、平成 16 年度の架空勘定を用いて社外流出額を試算した。

② 試算結果

平成 17 年度から平成 27 年度までの法人口座 A からの社外流出額は 2 億 6446 万円であり、法人口座 B、C への返済額と平成 16 年度の架空勘定残高を加味した損失額は 3 億 7846 万円と試算された（別表 4 参照）。

（単位：円）

内容	金額	備考
法人口座 A の出金超過額（社外流出額）	264,469,664	
法人口座 B の入金超過額（社外流出の返済額）	▲4,989,000	
法人口座 C の入金超過額（社外流出の返済額）	▲12,966,000	
その他の法人口座の入金超過額（社外流出の返済額）	▲12,500,000	りそな銀行（本部用）67■■■■に返済。
平成 16 年度の架空勘定残高	144,445,699	
計	378,460,363	
【参考】H27 年度の返済額	55,000,000	H28 年 3 月の返済金であり、これと返済直前の短期貸付金の差額が役員借入金として計上されている。

(エ) 先物取引会社の損益証明書から損失額を試算

① 概要

本件不適正会計は、A氏が行った商品先物取引に起因している。A氏の説明によれば、取引を行った先物取引会社は3社とのことである。

なお、当調査委員会が実施した法人口座の入出金を確認する作業においても当該3社以外の先物取引会社は見受けられなかった。

入手できた先物取引会社の損益証明書は、次のとおりである。

会社名	入手期間	備考
■■■■(株)	平成18年1月1日～ 平成27年3月31日	
■■■■(株)	平成22年3月23日～ 平成22年7月7日	
■■■■(株) (*) ■■■■(株)	平成25年1月1日～ 平成25年12月31日 平成27年1月1日～ 平成27年12月31日	平成25年1月～12月分の損益証明書に添付された月別の「売買履歴照会」に記載があるのは3月～5月のみ。

A氏によれば、本件不適正会計での社外流出額は、先物取引に使用したとのことである。また、平成18年度以降（平成17年度は個人口座の通帳が入手不可能）、法人口座から個人口座への資金移動がなされ、個人口座より先物取引会社への出金が多数見受けられる点や、平成20年度から平成25年度まで法人口座から先物取引会社への多額の振込が確認されている点を考慮すると、社外流出額の大部分が先物取引に使用されたと考えられる。

なお、先物取引会社の損益証明書は過去10年間分しか入手ができないため、平成17年以前の損失額については、会計上の架空勘定残高を用いている。

② 損失額の試算

平成 18 年から平成 27 年までの先物取引会社の損益証明書の損益は 1 億 5685 万円の損失となっており、これに平成 17 年度末（平成 18 年 3 月末）の架空勘定残高を加算すると、損失額は 3 億 3169 万円と試算される。

なお、平成 28 年 3 月に返済された 5500 万円は本試算に反映していない。

(単位：円)

	株式会社	株式会社	株式会社	計
平成 18 年	▲ 10,343,920	—	—	▲ 10,343,920
平成 19 年	▲ 23,782,065	—	—	▲ 23,782,065
平成 20 年	▲ 40,068,286	—	—	▲ 40,068,286
平成 21 年	▲ 10,796,316	—	—	▲ 10,796,316
平成 22 年	9,988,726	—	7,934,148	17,922,874
平成 23 年	▲ 43,280,680	—	—	▲ 43,280,680
平成 24 年	▲ 18,278,172	—	—	▲ 18,278,172
平成 25 年	5,690,492	▲ 4,935,664	—	754,828
平成 26 年	35,204,744	—	—	35,204,744
平成 27 年	▲ 62,005,120	▲ 2,178,440	—	▲ 64,183,560
小計	▲ 157,670,597	▲ 7,114,104	7,934,148	▲ 156,850,553
H17 年度末の架空勘定残高（便宜上マイナス表記としている）				▲ 174,845,699
合計				▲ 331,696,252

(*) 損益証明書の期間は 1 月～12 月になっている。

(オ) 損失額のまとめ

当調査委員会は、会計帳簿の架空勘定から損失額は3億7000万円と試算した。そして、この合理性を検証するために、他の方法でも試算したところ、損失額は3億3169万円～3億7846万円となり、当調査委員会の試算額は一定程度の合理性があるものとする。

なお、当調査委員会が試算した損失額に対して、返済は平成28年3月の5500万円のみである。

(単位：円)

方法	金額
会計帳簿の架空勘定から損失額を試算	370,003,541
資金収支計算書の収支差額(利潤)から損失額を試算	352,705,966
法人口座の入出金額から損失額を試算	378,460,363
先物取引会社の損益証明書から損失額を試算	331,696,252
【参考】H27年度の返済額	55,000,000

(4) 損失額に対するA氏の抗弁

平成28年9月15日及び24日に当調査委員会がA氏にヒアリングしたところ、「損害額は自分の試算だと1億6000万円くらいで、平成27年度分を含めても1億8000万円くらいだと思っている」とのことであった。また、架空勘定が3億円台にのぼるので、社外流出額は3億円台ではないかとの問いに対しても「そうなのでしょうね。でも3億円という認識はない」との回答をしている。

さらに、架空勘定や平成26年度に計上した1億6631万円の事業外損失と社外流出の関係性を問うても、整理がつかない等の要領を得ない回答であった。

本件不適正会計は平成14年から約14年間の長きにわたって行われており、A氏には金額についての正確な認識はないものと思われた。

第4 不適正会計の背景と原因

1 会計処理に対するチェック体制の不備

(1) A氏が他者の関与なく単独で会計を処理できる体制であったこと

当法人においては、B氏が管理する簿外のゆうちょ銀行の口座1件を除いて、預金通帳及び銀行取引印をすべてA氏が管理していた（B氏管理のゆうちょ銀行口座での管理金額は多額ではなく、本件の不適正支出との関連も見当たらない。）。

また、A氏は、インターネットバンキングでログインするためのパスワードやパソコン画面上で預金取引をする方法を把握し、会計ソフトの操作方法も了知していた。一方で、A氏が会計処理する際に、これを理事長等の上長に報告し、決裁を求める制度は設けられていなかった。また、A氏は事務棟2階の事務室において単独で執務しており、A氏の執務の様子を常時目にする者はいない状況であった。この部屋に他の施設職員が出入りすることはあったものの、具体的にどのような作業をしているのかは誰も把握していなかったという。すなわち、A氏は、預金の出納、伝票作成、帳簿への転記等の会計処理を、誰の関与を受けることもなく行うことができる状態であった。

(2) 不適正会計を発見できる者が施設内にいなかったこと

A氏による銀行取引の多くや帳簿操作は、インターネットバンキングや会計ソフトの操作でなされていたが、インターネットバンキングのパスワードや会計ソフトの操作方法は、A氏しか知らなかった。

また、仮に他の施設職員が会計帳簿を入手したとしても、その内容を理解できる者もいなかった。

さらにいえば、そもそも、B氏をはじめとした施設職員の中に、会計処理が適正であるか否かについて関心を持っていた者すらいなかった。

したがって、A氏が行った会計処理につき、それが適正であるかをチェックして不適正会計を発見できる者は存在しなかった。

(3) 顧問税理士によるチェックも不徹底であったこと

当法人の顧問税理士は、A氏の叔父（B氏の亡夫の弟）にあたる〇税理士であった。

〇税理士は、当法人の決算書、財産目録を作成していたが、来園することは年に2、3度程度であり、A氏が会計ソフトを用いて作成したデータを基に決算書、財産目録を作成していたという。すなわち、データ記載の財産が現実存在するのか、通帳や残高証明書等で確認する過程を踏んでいなかった。

しかしながら、〇税理士も、A氏が会計を担当する前は、毎月来園し、通帳を確認して、残高の存在を確認していたという。A氏が多忙等を口実にし

て通帳の確認を拒否するようになり、次第にその間隔が伸びていき、いつしか通帳を確認しないまま決算書を作成するようになったということであるが、親族ゆえの信頼から、他の法人であれば省略しなかったであろう確認作業を省略してしまった。

また、当法人が平成 26 年度に 1 億 6631 万円もの事業外損失を出した際にも、なぜこのようなことになるのかと疑問に思いながらも、A 氏に問い合わせることをしなかった。

このように、O 税理士は、会計について十分な知識経験を持っていたが、A 氏の親族であることからチェックが甘くなり、A 氏による不適正会計を見抜くことができなかった。

2 理事会、監事の機能不全

(1) 理事会の機能不全

当法人においては、理事会が会計を適切にチェックする機能を有していなかった。その原因と考えられる事情は、以下のとおりである。

ア 理事の構成

不適正会計がなされたと考えられる平成 14 年 3 月から平成 28 年 3 月までの期間に理事であった者及び A 氏との関係は、以下のとおりである。

役職	氏名	期間	A 氏との関係
理事長	B	全期間	母
理事	C	H22.3～	妹（従業員、主任保育士）
理事	L	H22.3～	妻の弟
理事	E	全期間	近隣住民
理事	I	全期間	近隣住民
理事	M	～H22.3	近隣住民
理事	N	～H22.3	近隣住民
理事	J	～H24.3	近隣住民
理事	D	全期間	同業者（ XXXXXXXXXX 理事長）
理事	G	全期間	同業者（ XXXXXXXXXX 理事長）
理事	F	H24.3～	同業者（ XXXXXXXXXX 理事長）

イ 理事の在任期間が長期にわたること

上記理事のうち、M 氏は昭和 51 年以来 34 年にわたって理事を務めていた。そのほか、G 氏は 22 年、I 氏と J 氏は 20 年、E 氏は 19 年、D 氏は 18 年等、近隣住民や同業者の理事は、軒並み相当長期にわたって理事に在任し

ていた。特に、平成10年から平成22年までは、理事、監事の構成に全く変更がなかった。理事会に新しい目が入る機会はほとんどなかったために、理事会の緊張感は失われ、本件のような不適正会計を早期に発見する土壌が形成されなかったと考えられる。

ウ 理事報酬が支払われていなかったこと

上記のうちB氏を除けば、理事に対する支払いは、交通費名目（平成27年以降は理事報酬名目に変更）で理事会開催時に支給されていた5000円分の商品券のみであった。社会福祉法人において非常勤理事に多額の報酬を支払うことは困難であり、相当とも思われない。しかし、全く支払いがないことも問題である。些少の理事報酬の支払いのみで、理事に適切な職務執行を求めることはできないとの考えもあるかもしれないが、些少であったとしても理事としての自覚を促すために、「報酬」として支払いを行うべきである。本件では、交通費名目で5000円が支払われていたのみであり、下記のとおり親族、知人で理事が構成されていたこともあって、理事としての自覚を促すことにはなっていなかったと思われる。

エ A氏との関係の近さ

上記のように、理事会は、A氏の親族、近隣住民及び同業者によって構成されていた。

このうち、親族でいえば、B氏及びC氏は、保育の充実には強い関心を抱いていたものの、その裏付けとなるはずの会計の適正性について関心を持っていなかった。A氏との関係上、そもそも不適正会計があるかもしれないとの視点を持っていなかったものと考えられる。

近隣住民についても、地縁から理事就任を要請されたにすぎず、当法人の適正な会計の実現に関心を持っていなかったことがうかがわれる。また、社会福祉法人の会計に関する知識を持ち合わせていないために、会計報告を聞いても理解できない面があった。さらに、他人の会計を覗き見ているような意識から、疑問に思う点があっても質問することを遠慮する場面があったとのことである。

同業者は、互いに理事に就任し合う関係にあり、いわば人数合わせのために名を連ねているにすぎなかった。同種法人を経営している立場からの積極的な助言等はなされていなかったし、自身の法人を適切に経営している以上、他の法人も同様であろうと推測していたと述べる理事もいた。

いずれにせよ、当法人の会計が適正になされているかにつき十分な関心を持ち、かつ会計資料を的確に理解できる能力を有している理事はほとんどいなかった。

オ 会計資料の当日配布

理事会において報告し、または承認を求めるための会計資料は、理事会の当日、その席上で配布されていた。G氏によれば、理事会の招集の際、書面による議決（各議案についての意思表示を書面で提出することで、理事会への出席として扱われる制度）のための用紙が同封されていたが、資料が全く添付されていないため判断ができない状態であったという。G氏はB氏に対して資料の事前配布を何度も求めたが、結局改善されることはなかった。

会計資料が当日配布されたのでは、理事は理事会中の短時間で会計資料に目を通さなければならず、実効的にチェックすることができない。

(2) 監事の機能不全

監事は、上記全期間においてH氏及びK氏の2名が務めていた。しかしながら、K氏は近年病気療養のため監事の職務を果たすことができなかった。H氏は卒園生かつ保護者会会長経験者であり、会社経営者でもあるが、社会福祉法人の会計に関してどの程度の知識経験を有しているか不明である。

監査の方法は、理事会の1週間程度前に当法人を訪問し、用意された財産目録や通帳等を見るというものであり、一見すると適正になされているようにも思われる。しかしながら、資料を準備するのはA氏であり、監事からA氏に対して追加の資料を要求することもなかった。H氏も、通帳までは内容がよく分からないのでチェックしていなかったと述べており、現実には会計帳簿と資料とを突合する作業は行われていなかった。それにもかかわらず、「意見なし、指摘事項なし」との監査報告書が作成されていた。

3 監督官庁の監査不全

(1) 概要

当法人の監督官庁である大阪市は、平成14年以降ほとんど毎年、当法人の指導監査を実施してきた。これには会計に関する監査も含まれており、指導監査の際には、事前に法人に対して預金通帳や残高証明書を準備するよう指示がなされていたが、平成26年度の指導監査までは預金通帳等は提出されていなかった。

決算上、平成14年度末には架空の預金が計上されており、預金通帳等の提出が不可能となっていたことからすると、当法人はこの頃から預金通帳等の資産の裏付けの提出を拒み続けていたものと考えられる。そのため、大阪市は、不適正会計が発覚することとなった平成26年度指導監査までの10年以上にわたり、当法人を要注意の法人と考えていたものと思われる。このことは、監査要綱上、通常は2年に1度行うとされている監査が、当法人についてはほとんど毎年行われていたことから裏付けられる。

しかしながら、結局、平成 26 年度指導監査に至るまで、大阪市は不適正会計を発見することができず、指導監査の実を挙げるができなかった。その理由として考えられる事情は、以下のとおりである。

(2) 預金通帳等の不備が適切に指摘されてこなかったこと

大阪市には、平成 23 年度以降の監査結果通知が保存されていたところ、これらを確認すると、平成 23 年度の監査結果通知には、預金通帳等の提出がなかった点が指摘されていなかった。

保存されている記録上、初めて預金通帳等を提出するよう指導されているのは、平成 24 年度の施設監査についての監査結果通知である。平成 23 年度までは福祉局において指導監査がなされていたが、平成 24 年度以降は、法人監査については福祉局が、施設監査についてはこども青少年局が担当することとなり、平成 26 年度の指導監査により預金通帳等の不備が指摘されるに至ったのである。

福祉局が単独で行っていた平成 22 年度以前の指導監査において、預金通帳等の不備が指摘されていたのか否かは不明であるものの、平成 23 年度と同様に、監査結果通知においては指摘されていなかったのではないかと推測される。

市役所職員は数年で人事異動があると考えられるところ、引継ぎ資料の中に、預金通帳等の不備を指摘するものがなければ、後述するような適切な監督権限の発動に支障を来すこととなろう。このことが、結果として 10 年以上もの間、預金通帳等の提出を拒み続けながら、何らの処分も受けないという事態を招く原因の一つとなっている。

(3) 改善命令への抵抗感

当法人は、大阪市による指導監査に協力せず、適正に運営しているとの確認ができない状態だったのであるから、大阪市は、社会福祉法 56 条 2 項（平成 28 年 4 月 1 日施行の改正により現在は 6 項）により、当法人に対して改善命令を発することができた。

この点につき、大阪市担当者は、不適正会計を発見したわけではなく、預金通帳等の提出を拒んでいるにすぎない段階で、改善命令を発することができるかは微妙なところであり、躊躇があった旨述べている。

しかしながら、毎年預金通帳等の提出を拒んでいる事実からしても、不正を隠ぺいしようとしているのではないかとの疑いは相当濃い。改善命令を即座に発するかどうかは別としても、提出を拒み続ければ改善命令があり得る旨を告げて協力させる等の対応があつてしかるべきであつたし、それでも協

力しないようであれば、悪質な事案として、本件のように10年以上に至る前に、改善命令を発するべきであった。

第5 関係者の責任及び責任追及

1 はじめに

(1) 法人の資産運用の考え方

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に設立される法人であり、その事業の主な財源は、法人設立時に行われる寄附と各種社会福祉事業を実施するにあたって給付される公的な財源である運営費及び補助金である。

かかる社会福祉法人の公益性の観点から、平成12年には、社会福祉法人審査基準（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙1）が発せられ、社会福祉法人は「資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管することとし、その旨を定款に明記すること。」とされた。

その後、平成19年3月30日の通知改正により、資産運用については、基本的に法人の責任で運用すべき方向へ規制緩和するという考え方から、法人の基本財産以外の運用財産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）については、株式保有等が認められることとなった。

しかし、元本保証のない金融商品での運用が認められたからといって、むやみに株式等を保有し、かえって法人の資産が低減するようでは本来の資産運用の意味をなさないため、上記の平成19年3月の通知改正後の法人審査基準（障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号、各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）において、法人の資産の管理については以下のとおり定められた。

「(1) 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、または利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産または方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
- ② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)
- ③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2) 基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資または株式を含む投資信託等による管理運用も認められる

こと。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

- (3) 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産または過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。」

(2) 当法人の資産運用の考え方

当法人においては、平成10年6月18日以後現在まで、前項の平成19年3月30日付通知の前後を通じ、定款15条により、「この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する」ものとされ、「資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する」ものとされていた。

これを踏まえて制定された当法人の経理規程(平成24年4月1日実施。以下「旧経理規程」という。なお、同日以前の経理規程の内容は不明。)32条によれば、「余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積立は、安全確実な方法によって行わなければならない」ず、「会計責任者は、毎月末日に資金残高(余裕資金及び積立預金を含む)の内容を理事長に報告しなければならない」ものとされている。

平成27年4月1日実施にかかる経理規程(以下「新経理規程」という。)38条も、「資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託して、又は確実な有価証券に換えて保管する」ものとされ、「余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、資金運用規程(当調査委員会注記:その存在は確認できなかった。)の基本原則に従って行わなければならない」ず、「会計責任者は、毎月末日に資金(有価証券及び積立資産を含む)の残高の实在を確かめ、その内容を理事長に報告しなければならない」等とされている。

また金融機関と取引を開始または中止(旧経理規程による。新経理規程上は「解約」)する場合には、会計責任者は理事長の承認を得て行わなければならないず、その取引は理事長名をもって行い、取引に使用する印鑑は、理事長が責任をもって保管するものとされている(旧経理規程33条、新経理規程39条)。

当法人が保有する有価証券については、9月末日及び3月末日において、有価証券の時価と帳簿価格の比較表を作成し、理事長に報告するものとされている(旧経理規程34条、新経理規程41条)。

さらに会計責任者は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表等の計算書類を作成した後、理事長に提出し、理事長は、その書類を点検し、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会に提出し、理事会の承認を得て計算書類は確定するものとされている(旧経理規程51条、新経理規程60条)。

(3) 本報告書の前提

なお、当調査委員会では、上記にて引用した経理規程より作成日付が古いものについては確認できなかったが、前記の通知等の内容からして、当法人では、定款に加え、上記経理規程に相当する内容の定めがあったと当然に考えられるため、本件不適正会計問題の発生当初から終了までの間（平成14年～平成28年1月）、資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管することが求められていたと考えられることを前提として調査報告を行う。

2 A氏の責任

(1) 損害賠償請求

前述のとおり、当法人においては、余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積立は、安全確実な方法によって行わなければならない、また金融機関との取引は理事長名をもって行うこと等の定めが存在していた。かかる規定等からして、当然ながら、法人の会計担当者がリスクの高い投機取引を行い、また特定の個人に対し金銭を貸し付けることは認められない。

しかるに、当法人の副園長であり、会計責任者であったA氏は、前記の定款及び経理規程に反して、理事会や理事長の承認なく、無断で法人の資産を出金し、自己の名義でリスクの高い商品先物取引の原資に充て、多額の損失を生じさせたものであり、当法人に生じた損失の全額について当然ながら損害賠償責任を負う。

A氏は、B氏と連名で、平成28年2月22日付で大阪市福祉局総務部法人監理担当課長及び大阪市こども青少年局保育施策部指導担当課長宛に、「A（会計責任者）は、社会福祉法人くれない学園の資金により先物取引を行い損失が生じたことを認めます。」「B（社会福祉法人くれない学園理事長）及びA（会計責任者）は、先物取引による損失を生じさせた責任により、法人会計の損失額を補てんするため損失した額の全額について責任をもって返済します。」等の内容を含む確認書を提出した。

その後、A氏は600万円を当法人に返還しているが、当法人は、当然ながら、A氏に対し、当法人に生じた損失について損害賠償を求めるべきである。

(2) 懲戒

当法人の就業規則（平成26年4月1日改正）は、園長を除く職員に適用されるところ、本件不適正会計問題に関して、A氏に適用される可能性がある懲戒に関する規定として以下の条項がある。

(懲戒)

第 44 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒を行う。

- (2) 故意又は重大な過失により、施設又は法人に損害を与えた場合。
- (3) 故意に業務の遂行を妨げた場合。
- (6) 社会福祉施設の職員としてふさわしくない非行があった場合。
- (8) 職務の権限を越えて専横的な行為をし、その他前各号に準ずる行為のあった場合。
- (11) その他各号に準ずる不都合な行為があった場合。

(懲戒の種類)

第 45 条 前条の規定による懲戒は、その情状により次の区分により行う。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させ、月給の 10%以下若しくは日給の 50%以下を減給する。減給の期間については、そのつど定めるものとする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させ、6 日以内の出勤停止をし、その間無給とする。
- (4) 昇給停止 始末書を提出させ、時期の昇給を停止する。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合に所管の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当は支給しない。

(解雇)

第 46 条

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、解雇の予告及び解雇予告手当を支払わず解雇することがある。ただし、この場合、所轄の労働基準監督署長の認定を受けるものとする。

- (2) 職員が継続的に又は断続的に盗取、横領、傷害等の刑法犯又はこれに類する行為を行うなど、職員の責めに帰すべき理由があるとき。

A氏は、平成 6 年 4 月 1 日に当法人に就職し、その後、平成 9 年度には副園長となり、現在まで当法人の副園長として、会計責任者の職務を含め、当法人及びくれない保育所の運営に関与してきたものである。

しかしながら、A氏は、前記のとおり不適正会計により、当法人に対して 3 億 7000 万円にものぼる損失を与え、そのうちこれまでに B 氏とあわせて 5500 万円を返済したとはいえ、未だにその余の損失については補てんしていない。

平成 28 年 3 月 31 日時点で実在する当法人の預貯金は、B 氏及び A 氏からの返済額を除けば、1841 万 6044 円しか存在しないところ、A 氏が当法人に生じさせた損失の額は、極めて多額であって、当法人の今後の運営に重大な懸念を生じさせる可能性のあるものである。

したがって、当調査委員会としては、A 氏が故意により不正に当法人の預金を出金し、当法人に生じさせた多大な損害の内容に鑑みると、A 氏がこれまでに当法人において果たした役割を考慮したとしても、同氏に対しては懲戒解雇処分とするのが相当であると思料する。

(3) 刑事告訴

A 氏が本件不適正会計において行った行為は、当法人の会計責任者として当法人の事務を処理する立場にあったにもかかわらず、自己名義で商品先物取引を繰り返し、当法人に財産上の損害を加えたものである。

また、A 氏は会計責任者として当法人の事務を処理する立場を利用して当法人名義の預金を出金し、出金した現金を自己名義の預金に預け入れ、または自己名義で商品先物取引会社に送金する等していた。

これら各行為は、背任罪（刑法 247 条）または業務上横領罪（刑法 253 条）に該当すると考えられる。

この点、A 氏は、当調査委員会によるヒアリングに対し、本件商品先物取引を行った目的は、ペイオフ解禁により 1000 万円以上は補償されなくなり、銀行もつぶれる時代となったことから、当法人のお金を増やそうと思ったためである、と説明する。

しかし、定期預金等については平成 14 年 4 月から（有利子普通預金等の決済性預金については平成 17 年 4 月から）ペイオフが解禁されたとはいえ、A 氏が本件不適正会計による商品先物取引を始めた平成 14 年当時は有利子普通預金については未だペイオフは解禁されていなかった。また銀行預金がペイオフにより全額保護されない可能性が生じたとしても、リスクの極めて高い商品先物取引を行い、法人の資産を増やそうと考えた、との説明には飛躍があり、にわかに信じがたい。

また、当法人の資産を増やす目的であるとすれば、経理規程に従い法人の理事長名義で取引をすべきであったところ、あえて理事長をはじめとする役職員に無断で、かつ A 氏の個人名義で商品先物取引を行ったことからすると、本件不適正会計問題の目的は自己または第三者の利益を図るためであったとしか考えられない。

加えて、A 氏は、平成 17 年度から平成 27 年度までの間には年間平均 960 万円の給与・賞与を得、平成 28 年 7 月分には基本給 33 万 7400 円に諸手当を加えた 654,298 円の給与（諸手当を含めると当法人の職員中最も高額である。）

を受給しており、同氏に期待される職責は極めて重要であったところ、本件不適正会計により当法人に多額の損害を生じさせた責任は重大である。

当調査委員会としては、A氏が故意により不正に当法人の預金を出金し、当法人に生じさせた多大な損害の内容、未だ当法人に生じた損害の大部分が填補されていないこと等に鑑みると、A氏のこれまでの当法人における経歴等を考慮したとしても、同氏に対しては刑事告訴を行い、刑事処分を求めることが相当であると思料する。

3 元理事長B氏の責任

(1) 損害賠償

前記のとおり、当法人においては、余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積立は、安全確実な方法によって行わなければならないとされていた。

本件不適正会計が行われた当時、B氏は、理事長として、当法人の資産を管理する立場にあった。

また、理事長は自ら金融機関との取引に使用する印鑑を保有し、また会計責任者から毎月末日に資金残高（余裕資金及び積立預金を含む）の内容の報告を受け、また有価証券については時価と帳簿価格の比較表を半期に1度提出を受けることが必要であった。

さらに、経理規程によれば、年度決算においては、資産が実在し、評価が正しく行われていることを確認した上で計算を行い、理事長が会計書類を点検し、監事の監査を受けた後計算書類の確定手続がなされることとなっている。

しかしながら、B氏は、自らはくれない保育所の運営に専念し、当法人の資産の管理は、預貯金の通帳・印鑑の管理も含め、副園長兼会計責任者であるA氏に10数年以上にわたり任せきりにしており、通帳を一切チェックしない、また大阪市による指導監査にもほとんど立ち会わなかった等、当法人の経営につき十分な管理を行っていなかった。

この点、現行の社会福祉法上、社会福祉法人における理事や理事長の役割、権限の範囲は必ずしも明確には規定されていないが、社会福祉法人と理事との関係は、基本的には、民法の委任に関する規定に従うものと解される（最高裁判所第二小法廷平成18年7月10日判決）ことから、理事は、社会福祉法人に対して善管注意義務（民法644条）を負うと解される。

B氏は、理事長として法人の資産を管理すべき立場にあり、本来果たすべき役割を適正に果たしておれば、相当早い時期にA氏による不正を発見し、その後の損害拡大を防ぐことは容易であった。いくらA氏を信頼していたといっても10数年以上の長期にわたり、十分な管理監督を行わなかった以上、B氏に

は、理事長としての職責上、重大な善管注意義務違反があったと言わざるを得ない。

その結果、本件不適正会計により当法人には多額の損害が生じたのであるから、B氏はA氏と連帯してこれを賠償する責任があると考ええる。

この点、B氏は、前記のとおり、A氏と連名で、平成28年2月22日付で大阪市福祉局総務部法人監理担当課長及び大阪市こども青少年局保育施策部指導担当課長宛に、法人の損失全額について責任をもって返済する旨の内容を含む確認書を提出している。実際、すでに自らの個人資産から4900万円を当法人に返還しているが、当調査委員会としては、当法人は、B氏に対し、なお当法人に生じた損害について損害賠償を求める必要があると考ええる。

(2) 処遇

B氏は、現在、くれない保育所の園長の職にある。園長の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行うものであり、B氏を引き続き園長の職に留め、また園の職員として処遇するかは、理事会において判断すべき事項である。

B氏は、昭和51年8月から長きにわたって理事長として、当法人及びくれない保育所の運営に携わってきたものである。

しかしながら、B氏は、前記のと通りの会計責任者であるA氏に10数年以上にわたって法人の資産の管理の一切を任せきりにし、その結果、A氏が本件不適正会計によって当法人に対して3億7000万円にもものぼる損失を与え、そのうちこれまでにA氏とあわせて5500万円を返済したとはいえ、未だにその余については補てんされていない状況にある。かかる損失は当法人の現在の資産内容からして極めて多額であり、当法人の今後の運営に重大な懸念を生じさせる可能性のあるものである。

したがって、当調査委員会としては、B氏が理事長として果たすべき職責を十分に果たさず、当法人に生じさせた多大な損害の内容並びに同氏の年齢に鑑みると、B氏の当法人におけるこれまでの経歴や保育所において現在果たしている役割を考慮したとしても、同氏との雇用関係を継続することには消極的にならざるを得ない

4 B氏を除く理事の責任

(1) 理事の資格要件

理事の選任にあたっては、法人審査基準において、「理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること」、「理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること」が要件とされている。

(2) 当法人における理事の選任

これを前提として、当法人の定款によれば、理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て理事長が委嘱するものとされている。

ところで、当調査委員会が、B氏及びA氏にヒアリングしたところ、理事に欠員が出たときは、B氏とA氏とで候補者を選び、B氏が頼みに行く等の方法を経て選任されていた。

そのためであろうか、当調査委員会において本件不適正会計が行われた当時の理事であった、D氏、F氏、C氏、G氏（平成28年4月以降8月までは監事）、E氏にヒアリングしたところ、理事会においては、B氏らに遠慮し、また何らの疑問も抱くことなく、あるいは会計は全く分からない等の理由により、議長であるB氏や事務局であるA氏に対し質問等したことがなかった、とのことである。

(3) 理事会の機能不全

しかし、そもそも、当法人の定款によれば、業務の決定は、日常の業務として理事会が定めるものを除き、理事をもって組織する理事会によって行うものとされている。

また、各年度の計算書類は、理事会の承認を経て確定するものとされている。

A氏が本件不適正会計を始めたと考えられる平成14年度の貸借対照表には、前年には存在しなかった預金口座や有価証券勘定に相当額が計上され、以後毎年その額は増額されていった。

さらに、平成25年度決算において、5,423,284円の事業外損失を計上し、平成26年度決算においては、1億6631万円もの損失が事業外損失として計上されている。

しかしながら、1回あたり30～40分程度の理事会（原則年1回開催）は、A氏による議事進行に対し、質問や意見が出ることは全くなく、議論もないまま、前年度会計は承認されて閉会するのが常であった。

上記平成25年度の損失については、平成26年度第1回理事会において、議事録上、「有価証券（大和投信）売却による損失は、A独断の判断によるため、損失補填を行った。」とされているが、同議案について、それ以上何らの質疑や意見が述べられた記録はなかった。

また平成26年度の会計報告の承認が議題となった平成27年度第2回理事会においては、議事録上、その事業外損失の内容や原因について質問や意見が述べられた記録はなかった。

(4) 理事の責任

前記のとおり、理事は社会福祉法人に対して善管注意義務（民法644条）を負うと解すべきであることからすれば、理事において、早期に会計報告の内容

について質問し、預金よりリスクの高い有価証券を保有しているとされていることについて質問や意見を述べ、また平成 26 年度においては事業外損失の内容について具体的に審議していれば、本件不適正会計が現時点より損失額が少ない段階で発覚した可能性が高く、各理事の責任は重大である。

ただし、B氏を除く各理事については、別の社会福祉法人の理事長、地域企業の経営者やB氏らの親族等であって、B氏から理事への就任を依頼されて、いわば付き合いで理事への就任を承諾した経緯があり、また交通費名目の商品券の支給を除いて理事としての報酬は支払われていないこと等に鑑みると、そもそも「社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者」という資格を満たす者であったか疑わしい。

また、理事は理事会に提出された計算書類を検査する必要はあるとしても、それ以上に計算書類に記載された資産につき預貯金の通帳を確認する等して検証する義務があるとは考えられない。

加えて、社会福祉法人と理事との関係は、基本的には、民法の委任に関する規定に従うものと解されるとはいえ、現行の社会福祉法上、社会福祉法人における理事の役割、権限の範囲は必ずしも明確ではなかった。平成 29 年 4 月 1 日施行の改正後の社会福祉法において、社会福祉法人と役員との関係が委任に関する規定に従うこと（38 条）及び役員の仕事懈怠による損害賠償責任（45 条の 20）が明記されたように、これまで理事がどのような義務を負うのかは必ずしも明らかでなく、多くの社会福祉法人で理事及び理事会がその役割を十分に果たしていないとの指摘がなされていた。

（5）小活

以上を踏まえると、各理事の責任は相応に重大であるが、当法人において各理事に対し損害賠償責任を追及するか否かは慎重に判断すべきである。

5 監事の責任

（1）監事の資格要件

監事の選任にあたっては、法人審査基準において、「監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第 44 条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと」、「監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること」等が要件とされている。

（2）当法人における監事の資格要件等

これを前提として、当法人の定款によれば、監事は、理事会において選任され、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査し、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び大阪市長に報告するものとされている。

監事 2 人は、平成 8 年 3 月～平成 28 年 3 月まで全く変更がなかった。

(3) 監事の機能不全

当調査委員会においては、本件不適正会計が行われた当時の監事のうち、H 氏（平成 8 年就任）及び G 氏（前記のとおり平成 28 年 3 月以前は理事）にヒアリングを行った（平成 4 年から平成 28 年まで監事の職にあった K 氏は病気療養中とのことであったため、ヒアリングは行っていない。）。

H 氏によれば、H 氏は、自身がくれない保育所の卒園生であり、またその子供も卒園生であり、従前、保護者に相当する母の会の会長をしており、近隣で会社を経営していることから、監事への就任を依頼された、とのことであった。また H 氏によれば、監査報告書に署名押印する以前に、当法人事務所に赴くと、A 氏が通帳とともに計算書類を持ってきて、それを確認する方法で監査を行っていた。ただし、通帳までは内容がよく分からないのでチェックしていない、とのことであった。

当調査委員会が当法人から提供を受けた監査報告書（平成 26 年度の監査報告書には、H 監事のみが署名押印）によれば、いずれの報告書においても理事の業務執行状況、法人の財産管理状況、法人及び会計状況その他のいずれの項目についても意見及び指摘事項を記載したものは認められなかった。

(4) 監事の責任

この点、理事の責任について述べたのと同様、平成 14 年度以降の貸借対照表や財産目録に記載された複数の預金口座について監事が通帳の有無を確認し、あるいは平成 26 年度の決算書に記載された事業外損失について調査していれば、本件不適正会計が現時点より損失額が少ない段階で発覚した可能性が高く、各監事の責任は重大である。

しかし、監事についても、理事について述べたのと同様、B 氏から理事への就任を依頼されて、いわば付き合いで監事への就任を承諾した経緯があり、また交通費名目の商品券の支給を除いて監事としての報酬は支払われていないこと等に鑑みると、そもそも、前記の審査基準にあるような、果たして監事としての本来の役割を果たすべき能力や意欲を有していたか疑わしい。

理事において述べたのと同様に、社会福祉法人と監事との関係は、基本的には、理事と同様、民法の委任に関する規定に従うものと解されるとはいえ、現行の社会福祉法上、社会福祉法人における監事の役割、権限の範囲は必ずしも明確ではなかった。改正社会福祉法により社会福祉法人と役員との関係や責任が明記されたように、これまで監事がどのような義務を負うのかは必ずしも明らかでなく、多くの社会福祉法人で監事がその役割を十分に果たしていないとの指摘がなされていた。

(5) 小活

以上を踏まえると、各監事の責任は相応に重大であるが、当法人において各監事に対し損害賠償責任を追及するか否かは慎重に判断すべきである。

6 顧問税理士の責任

当法人の顧問税理士を務めていたのは、A氏の叔父（B氏の亡夫の弟）にあたるO税理士であった。

O税理士によれば、通常は、顧問税理士の業務として、税務申告のために決算書を作成するにあたっては申告内容に間違いが生じないよう預貯金の残高を確認するところ、当法人についてもA氏が会計を担当する前は、毎月来園し、通帳を確認して、預金等の残高の存在を確認していたとのことであった。

しかし、A氏が会計を担当するようになってからは、いつしか通帳を確認しないまま決算書を作成するようになったとのことである。

A氏が不適正な会計処理をするようになった後のいずれかの時点で、O税理士が財産目録等に記載された預貯金の残高を確認しておれば、帳簿上存在するはずの預金の一部や有価証券が実在しないことは明らかになったのであるから、本件不適正会計の問題がより早い時点で発見されたであろうことは間違いない。

その意味において、O税理士が、A氏が会計を担当する以前と同様の方法により職務を遂行していなかったことについては、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

しかしながら、当法人とO税理士の関係は、当法人が税務申告を要しない社会福祉法人であり、また会計監査はもちろん税務申告業務を依頼していたのでもない。またO税理士によれば、同氏は当法人から月額3万5000円の顧問税理士報酬（従前は決算月に20万円程度の報酬を別途受領していたとのことである）を受領していたとのことであり、当法人が支払っていた対価からしても、O税理士が当法人の会計監査（あるいはそれと同等の業務）を受託していたとは認められず、当法人がO税理士に依頼していた業務の内容は会計や決算の補助業務にとどまると言わざるを得ない。

したがって、当調査委員会としては、当法人が、O税理士に対し、本件不適正会計問題により当法人に生じた損害について責任を問うことは困難であると考える。

7 大阪市の責任

本件不適正会計が発覚したのは、前記のとおり、平成26年度に実施された指導監査を契機とするものである。

大阪市社会福祉法人等指導監査要綱によれば、社会福祉法人に対する指導監査は、一般監査を2年に1回行うことが原則とされ、そのうえで運営等に重大な問題を有する法人等を主な対象として特別監査が随時適切に実施されるものとされている。

る。

そして、指導監査職員は、監査終了後に法人の代表者及び関係役職員、または施設等運営責任者及び関係職員に対し監査結果について講評を行い、また指導監査終了後に監査結果を文書で通知し、必要な場合には期日を付して改善報告を求め、さらに法人から提出された改善報告書に不備がある場合は、補正を求め、継続的に指導するものとされている。

当調査委員会が大阪市の担当部局からヒアリングしたところ、当法人に対しては、平成 12 年度以降、平成 12 年、平成 14 年、平成 16 年、平成 17 年の各年度は確実な記録が残されていないが指導監査を実施していると思われ、またその後は、平成 18 年度から平成 27 年度（ただし、平成 22 年度を除く。）までの各年度に指導監査を実施したとのことである。

また、指導監査にあたっては、預貯金の残高証明書や通帳その他の書類の提示を求めているところ、明確な記録はないものの、当法人については、それらを含め求めた資料等の提出がなかなかされなかったため、2 年の 1 度の一般監査より多い頻度で指導監査が実施されたものと考えられる、とのことであった。

この点、当調査委員会が当法人を通じ大阪市から提供を受けて、確認できた限りであるが、平成 24 年度の改善報告書には預貯金の通帳及び残高証明書の提出について言及されているものの、平成 23 年度の改善報告書にはかかる記載はなく、同年度において、大阪市が預貯金の通帳及び残高証明書の提出を強く求めたか否かは判然としなかった。

当調査委員会のこれまでの調査からは、大阪市が当法人の会計責任者である A 氏に対し預貯金の通帳及び残高証明書の提示を求めたとしても、同人が様々な理由を付けてこれを拒んだのであろうことが推認される。

しかし、現時点で振り返ってみれば、大阪市の指導監査において、A 氏が不適正な会計処理をするようになった後のいずれかの早い時点で、貸借対照表や財産目録に記載された複数の架空預金口座や架空の有価証券について残高証明書等の提示を強く求めていれば、帳簿上存在するはずの預金の一部や有価証券が実在しないことが直ちに明らかとなったことは確実である。

大阪市が平成 24 年度まで通帳の提示をどの程度強く求めたかは判然としないが、少なくとも平成 23 年度時点では改善報告を求めておらず、また平成 24 年度にも改善報告を求めたにも関わらず、その後も通帳等の提示がなされなかったことを放置したことによって、当法人の不適正会計問題が継続し、当法人に生じた損失の額が拡大したことは否めない。

大阪市は当法人の運営について問題があると認識し、平成 18 年度（または平成 16 年度）以降ほぼ毎年指導監査を実施していたのである。にもかかわらず、問題が解消せず、損失が拡大し続けたことに鑑みれば、早期の段階で、当法人に対し、

社会福祉法 56 条に基づく改善命令を発する等の強力な指導監督を行わなかったことについて、重大な責任があったと言わざるを得ない。

ただし、大阪市による指導監査が不十分であったとしても、本件不適正会計は当法人自らが生じさせた問題であり、当法人が大阪市に対し責任を問うことはできないと考える。

第6 再発防止策

当法人が、今後、本件のような不適正会計を含め、会計処理に関する不正行為を防ぐための対策としては、以下のものが考えられる。

1 経理におけるチェックシステムの強化（内部統制の強化）

（1）複数名の関与

本件の不適正会計の手口は、法人名義の預金口座から現金を引き出して自己名義口座に入金し、あるいは自己名義口座や先物取引業者口座に直接振り込むというものであった。このような極めて大胆かつ単純な手口で不適正会計を継続できた原因の最たるものは、会計処理をA氏のみが行い、他者が関与する余地がなかったことである（第4・1参照）。

このような手口での不適正会計を防ぐには、会計処理に複数人を関与させることが有効である。会計処理をする者と、その者に決裁を与える者を置くことで、2名とも、独断で会計処理することができなくなる。

また、決裁権者も、さらに定期的に会計の状況を理事長に報告し、理事長がこれをチェックすることで、二重のチェックを実施することができる。

なお、当法人においては平成27年4月1日に経理規程が整備され、会計責任者及び出納職員の役職が設けられている。出納職員は会計責任者の承認を得て振込手続等を行い、会計責任者は月次試算表を作成して毎月理事長に提出することとなっている。平成28年4月1日には現実に会計責任者と出納職員が任命されており、複数名の関与は実現されている。

（2）業務の見える化

会計処理が適正であったか否か、事後に検証できるように、どのような処理がなされたのかを記録（見える化）しておく必要がある。

例えば、出納職員が決裁を求める書面を作成して会計責任者に提出し、会計責任者がこれを承認する場合には承認印を押印する等といった方法である。

2 理事会、監事の機能強化

（1）理事、監事及び会計監査人の人選

平成29年4月1日施行の改正社会福祉法により、社会福祉法人の管理につき大きな変更がなされる予定である。すなわち、評議員会（当法人については現状は不設置）が必置となり、理事6名以上、監事2名以上、評議員は理事より多い人数（当法人の規模の社会福祉法人であれば経過措置として3年間は4名以上）とすることが法定された。また、会計監査人を選任することも可能となった。

評議員会設置以降の理事、監事及び会計監査人の選任は評議員会において行うこととなるが、その人選について、提言しておく。

ア 理事について

改正社会福祉法上、理事には、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、事業区域における福祉の実情に通じる者、施設管理者（保育所の園長）が含まなければならない（社会福祉法 44 条 4 項）。

そして、前二者については、典型的には他の保育園の理事長や、卒園者、保護者会の元役員等が該当するところ、従前の理事にもこうした関係者が含まれており、人選の方針を大きく変更する必要はない。

ただし、その中でも、当法人の経営状態につき高い関心を抱いている者を選任すべきである。また、理事としての自覚をもって職務に取り組んでもらうためにも、些少であったとしても「理事報酬」を支給すべきである。そのほか、理事会の緊張感を保つためにも、一定期間ごとに新理事を選任して理事構成を変更し、常に新しい目を入れていく工夫も有用である。

イ 監事について

改正社会福祉法上、監事には、社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者が含まなければならない（社会福祉法 44 条 5 項）。

従前の監事は、2 名とも近隣住民で、追加資料を要求することや会計帳簿と残高証明などを突合する作業を行っておらず、上記改正法の要請を満たしているとはいえない。今後は、社会福祉事業について識見を有する者として他の社会福祉法人の理事長等、財務管理について識見を有する者として公認会計士、税理士等の専門家を選任することが考えられる。専門家を監事とすることによって、実効的に監事監査を実施することができる。

監事についても、些少であっても「監事報酬」を支給すべきである。

ウ 会計監査人について

当法人では、税務の専門家である〇税理士に決算書作成を依頼していたにもかかわらず、不適正会計を防ぐことはできなかった。この背景には、〇税理士がA氏の親族であったという事情もあるが、そのほかにも、当法人と〇税理士との間の契約書が存在せず、〇税理士の行うべき業務が判然としなかったことが挙げられる。〇税理士はあくまで提供されたデータを基に決算書を作成する業務しか請け負っておらず、会計処理の適正性の確認は業務の対象外であったと理解することも可能であり、そのことが、預金通帳等の確認をおざなりにする口実となり得てしまった。

そこで、今後こうしたことを防ぐために、会計監査人を選任することが考えられる。会計監査人は会計監査報告を作成することとなっている（社会福祉法 45 条の 19 第 1 項）。会計監査人は公認会計士または監査法人でなければならず、任務懈怠の際の損害賠償義務も負っているため、会計処理につき極めて実

効的なチェックが期待できる。

当法人の規模の社会福祉法人については、会計監査人は必置の機関ではなく、費用負担が発生するが、不適正会計を防止するために選任することも検討すべきである。

(2) 理事会のガバナンスの強化

ア 資料の事前配布

理事会は、本来、会計面を含めた法人の運営につき、活発に議論する場であればならない。そのためには、理事会招集の際に会議資料を事前に配布し、各理事が理事会までに資料を吟味しておくことが必要不可欠である。

イ 理事のチェック能力の向上

従前の当法人の理事会では、資料に基づいた説明の後、質問がないか確認し、多くの場合は質問がないためそのまま閉会となっていた。

その背景には、資料を示されてもどの部分をどのようにチェックすればよいのか分からない理事がいたことが挙げられる。確かに、理事の全員が会計資料を見慣れているとは限らない。

そこで、理事会において理事が最低限チェックすべき事項をリスト化しておくことが考えられる。そうすれば、各理事は、少なくとも一定のチェック機能を果たすことができる。

なお、チェックリスト記載の事項がどのような意味を持つのか、なぜその事項をチェックしなければならないのか等の認識を深めるために、後述する研修の実施が有効である。

(3) 監事監査の強化

公認会計士等の専門家が監事に含まれば、監事による監査は充分になされるものと考えられる。

一方、そうでない場合は、監査のあり方について必ずしも詳しくない者が監事監査に臨むこととなる。

そのような場合でも実効的な監査がなされるようにするため、監査の手法をマニュアル化しておくことが有効である。本件についても、監事監査において預金通帳や残高証明書と帳簿とを突合することが徹底されていれば、不適正会計は容易に発覚したはずである。

(4) 理事、監事に対する研修の実施

理事や監事が、自らの職責を自覚し、その職務に真摯に取り組むよう、弁護士等の専門家による研修を実施することが考えられる。例えば、理事、監事に求められている業務はどのようなものであるか、あるいは任務懈怠の際にどのような責任を負うことになるのかといったことにつき、知識の共有がなされれば、本件のような不適正会計が仮になされても、早期に発見しやすくなる。

3 内部通報制度の設置

本件においては、不適正会計を知りながら通報できずにいた者は存在しなかったと考えられるが、そのような者が存在する事案もあり得る。当法人では、すでに会計責任者と出納職員が分離されていることからすると、不適正会計がなされる場合、出納職員が会計責任者の違法な指示に逆らえずに関与してしまうケースも考えられる。

そのような場合に備え、内部通報制度を設置しておくことが有効である。通報した従業員は公益通報者保護法に基づき適切に保護されることや、通報先となるべき部署を周知しておくこと、不適正会計の早期発見に資するであろう。通報先としては、評議員や外部の弁護士等が考えられる。

4 監督官庁について

当法人としての再発防止策ではないが、監督官庁に対し次のとおり要望する。

当法人の監督官庁にあたる大阪市は、改善命令を発することに抵抗感があったこと等の事情から、不適正会計があったことを、10年以上もの間にわたり見抜くことができなかった。

第一次的な責任が当法人自身にあることは論をまたないが、指導監査にあたっていた以上、大阪市が不適正会計を早期発見すべき立場にあったことは疑いない。

大阪市には、予断なく指導監査を実施し、指導監査における指示（預金通帳の提出等）に従わない法人がある場合、最終的に行政処分があり得ることを告げる等して、指示に従わせるよう努めるべきである。また、担当者が人事異動となった場合には、注意を要する法人についてはその旨を適切に後任者に引き継ぐべきである。

さらに、平成28年4月1日からは、改善命令の前段階としての改善勧告の制度が導入されており（56条4項）、改善勧告に従わない場合は、改善命令のほか公表も認められるようになった（同条5項）。改善勧告を発することについては、改善命令ほどの抵抗感はないということであったので、改善勧告を活用して、指導監査をより充実したものとするよう要望する。

以上

「資金収支計算書」の時系列

(*)H27年度の資金収支計算書は、様式の変更があるため、適宜組み替えて表示している。

(単位:円)

		H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15	H14	H13
経常収入	利用料収入	0	560,000	490,000	450,000	0	0	270,000	0	360,000	450,000	0	0	0	0	0
	運営費収入	199,165,350	171,847,500	143,343,670	174,821,710	171,158,314	151,288,600	155,296,150	174,492,860	151,924,412	167,279,898	172,084,102	204,825,578	195,068,184	185,780,508	185,780,508
	延長保育事業収入	1,026,250	768,882	2,452,400	1,221,100	4,473,350	1,006,200	1,414,800	1,653,000	1,310,890	1,484,170	2,052,200	1,734,200	2,946,080	2,064,800	2,064,800
	長時間保育事業収入	0	0	0	852,470	693,160	1,169,720	526,990	530,230	771,530	922,280	997,930	785,850	0	0	0
	経常経費補助金収入	11,112,785	19,683,750	8,565,390	13,772,790	18,116,696	33,897,777	17,168,410	16,907,091	19,245,928	18,733,172	20,176,132	22,315,360	22,524,213	20,993,010	20,993,010
	寄付金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	100,000	60,000	70,000
	雑収入	434,053	214,366	115,458	1,788,336	3,579,050	401,011	69,400	159,719	87,949	26,714	423,918	67,342	317,334	1,381,706	1,381,706
	児童主食代負担金収入	3,038,950	2,946,560	2,680,900	2,572,100	2,820,600	2,378,000	2,379,000	2,393,400	1,800,000	0	1,697,400	0	3,031,500	2,893,500	2,893,500
	職員給食利用料収入	863,900	698,760	998,320	747,975	908,160	746,240	784,960	939,930	1,024,240	1,080,640	939,930	0	1,091,200	1,752,172	1,022,690
	受取利息配当金	2,769	3,191	225	49,105	0	158	0	3,417	405,107	14	0	▲ 2,636,742	1,254,812	10,065	10,065
経理区分間繰入収入	0	0	▲ 121,403,225	128,137,714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	215,644,057	196,723,009	37,243,138	324,413,300	201,749,330	190,887,706	177,909,710	197,079,647	176,930,056	189,976,888	198,431,612	228,282,788	226,954,295	214,216,279	214,216,279	0
経常支出	人件費支出	150,631,037	147,938,902	134,042,015	137,238,870	138,899,862	126,522,407	130,351,447	132,135,080	136,135,935	147,352,579	139,848,907	151,760,133	164,349,207	156,309,129	156,309,129
	事務費支出	16,604,075	13,957,501	9,365,665	8,189,980	13,800,942	21,618,718	11,459,785	12,311,725	13,020,495	10,091,941	12,627,692	10,659,254	14,736,076	17,330,606	17,330,606
	事業費支出	12,978,403	16,204,824	19,252,561	15,880,056	15,812,161	21,436,506	19,893,632	20,251,674	19,407,031	21,687,103	22,115,951	23,866,259	26,128,350	21,070,036	21,070,036
	その他	46,738	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経理区分間繰入支出	0	0	▲ 121,403,225	128,137,714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業外損失	0	78,585,211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	180,260,253	256,686,438	41,257,016	289,446,620	168,512,965	169,577,631	161,704,864	164,688,479	168,563,461	179,131,623	174,592,550	186,285,646	205,213,633	194,709,771	194,709,771	0
経常収支	35,383,804	▲ 59,963,429	▲ 4,013,878	34,966,680	33,236,365	21,310,075	16,204,846	32,381,168	8,366,595	10,845,265	23,839,062	41,997,142	21,740,662	19,506,508	19,506,508	0
施設収入	0	31,086,073	0	12,445,699	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設支出	357,912	0	0	772,856	670,000	0	1,000,000	0	0	643,800	0	0	0	0	0	0
器具備品取得支出	0	0	0	4,137,900	62,317,152	0	0	0	0	0	0	0	7,550,000	0	0	0
その他固定資産取得支出	0	0	0	4,137,900	63,080,008	670,000	1,000,000	0	0	643,800	0	0	7,550,000	0	0	0
小計	357,912	31,086,073	▲ 4,137,900	▲ 50,644,309	▲ 670,000	▲ 1,000,000	0	▲ 643,800	0	▲ 7,550,000	0	▲ 7,550,000	0	0	0	0
施設収支	▲ 357,912	31,086,073	▲ 4,137,900	▲ 50,644,309	▲ 670,000	▲ 1,000,000	0	▲ 643,800	0	▲ 7,550,000	0	▲ 7,550,000	0	0	0	0
財務収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備積立支出	0	0	5,000,000	30,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費積立支出	0	0	10,000,000	32,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕積立支出	0	0	5,000,000	43,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品積立支出	0	0	0	28,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他積立支出	0	0	0	0	0	78,531,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	20,000,000	133,500,000	0	78,531,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務収支	0	0	▲ 20,000,000	▲ 133,500,000	0	▲ 78,531,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	35,025,892	▲ 28,877,356	▲ 28,151,778	▲ 149,177,629	32,566,365	▲ 57,221,697	15,204,846	32,381,168	8,366,595	10,201,465	23,839,062	34,447,142	21,740,662	19,506,508	19,506,508	0
前期資金残高	16,410,679	45,288,035	73,439,813	222,617,442	190,051,077	247,272,774	232,067,928	199,686,760	191,320,165	181,118,700	157,279,638	122,832,496	101,091,834	81,585,326	81,585,326	81,585,326
当期資金残高	51,436,571	16,410,679	45,288,035	73,439,813	222,617,442	190,051,077	247,272,774	232,067,928	199,686,760	191,320,165	181,118,700	157,279,638	122,832,496	101,091,834	81,585,326	81,585,326

資金収支の保管なし。BSIはH14の前期数値より。

架空勘定等の推移表

帳簿残高と通帳残高が不一致。
通帳等がないため確認不可能。
税理士が照合した資料あり。

(単位:千円)

勘定科目	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15	H14	H13
実在 普通/大和/施設	5,864,414	3,876,727	4,922,883	11,062,283	535,774	8,605,100	1,715,923	3,708,827	827,271	695,952	345,821	2,160,400	6,126,002	19,876,700	44,490,318
実在 普通/三井住友/施設②	79,007	102,304													
実在 UFJ/普通/施設②	0	0													
実在 当座/大和	737,178	▲ 895,711	▲ 9,416,945	▲ 6,128,207	▲ 1,544,831	▲ 1,232,587	▲ 1,329,793	▲ 2,827,909	▲ 1,204,629	▲ 3,190,040	▲ 7,027,040	▲ 3,394,949	▲ 1,236,285	▲ 3,990,877	▲ 6,369,442
実在 郵便貯金	2,668,232	639,513	440,121	515,931	9,767	2,463,630	497,171	692,041	1,275,593	300,423	244,442	27,802	1,539,604	53,282	583,522
実在 定額貯金	122,000	122,000	121,800	121,800	121,800	121,800	121,800	121,800	121,800	121,800	0	0	6,075,651	6,076,906	6,076,906
実在 普通/大和/本部(あさひ)														590,891	590,891
実在 普通/大和/本部	5,925,212	6,324,566	6,309,285	6,708,998	6,708,998	6,708,998	6,708,998	6,708,998	6,708,998	6,808,998	7,008,998	7,008,998	7,608,998	7,908,998	18,551,048
実在 固定/退職共済	0	0	0	2,837,252	2,837,252	0	0	0	0	0	0	0	0	2,837,252	2,837,252
実在 固定/その他/その他	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	0	0	5,847,252	5,847,252	5,847,252	5,847,252	5,847,252	5,847,252	3,010,000	3,010,000
実在 固定/有価証券②	0	0	0	0	0	5,847,252	5,847,252	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	18,406,043	13,179,399	5,387,144	18,128,057	11,678,760	22,514,193	13,561,351	14,251,009	13,576,285	10,584,385	6,419,473	11,649,503	25,961,222	36,363,152	69,770,495
架空 普通/三井住友/施設①			18,956,059	32,886,059	134,483,631	87,597,791	76,184,864	76,184,864	33,900,000	27,000,000	24,900,000	13,500,000	0	0	0
架空 UFJ/普通/施設①			0	0	55,317,152	55,317,152	55,317,152	35,121,000	34,121,000	35,000,000	27,000,000	18,500,000	0	0	0
架空 定期/大和/施設①		0	0	0	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
架空 定期/三井住友/施設	0	0	29,645,136	29,645,136	29,645,136	29,645,136	28,645,136	28,645,136	34,500,000	31,500,000	31,500,000	25,000,000	17,000,000	23,000,000	0
架空 流動/有証/野村	0	0	0	0	0	0	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	25,000,000	10,000,000	0
架空 流動/有証/日生	0	0	0	0	0	0	26,500,000	26,500,000	26,500,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	17,000,000	0	0
架空 流動/有証/大和信託	0	0	0	0	0	0	12,445,699	12,445,699	12,445,699	12,445,699	12,445,699	12,445,699	11,200,000	0	0
架空 流動/有証/大和信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,245,699	12,183,695	3,000,000
架空 流動/有証/大和投資信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,200,000	5,200,000
架空 流動/有証/グローバルソリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000	0	0
架空 定期/大和/本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000	0
架空 人件費積立預金	29,121,161	29,121,161	42,000,000	32,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架空 修繕積立預金	55,317,152	55,317,152	48,000,000	43,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架空 備品積立預金	29,645,136	29,645,136	28,500,000	28,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架空 施設整備積立預金	31,086,073	31,086,073	35,000,000	30,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架空 固定/有価証券①	0	0	0	0	0	78,531,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架空 固定/有証(野村)	0	0	32,413,968	35,000,000	35,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架空 固定/有証(日生)	0	0	31,086,073	31,086,073	31,086,073	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架空 固定/有証(大和)	0	0	0	0	12,445,699	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
架空 固定/UFJ	0	0	55,317,152	55,317,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	145,169,522	145,169,522	320,918,388	317,434,420	311,977,691	265,091,851	248,092,851	227,896,699	190,466,699	184,945,699	174,845,699	144,445,699	101,445,699	70,383,695	18,200,000
一 短期貸付金	0	11,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(*) 上表の「架空」は、現時点で架空となっているものであり、平成13年度の「定期/大和/施設①:1千万円」等、その時点においては実在したものも含んでいる。

(*) 平成15年度の法人口座通帳には数カ所「トウシンタク」なる記載が見受けられ、平成15年度あたりでは投資信託関係は実在していたことが窺える。

補正後の「資金収支計算書」

(単位:円)

補正した箇所		H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15	H14	H13
経常収入	利用料収入	0	560,000	490,000	450,000	0	0	270,000	0	360,000	450,000	0	0	0	0	0
	運営費収入	199,165,350	171,847,500	157,392,270	174,821,710	171,158,314	151,288,600	155,296,150	174,492,860	156,176,990	167,279,898	172,084,102	204,825,578	195,068,184	185,780,508	185,780,508
	延長保育事業収入	1,026,250	768,882	2,452,400	1,221,100	4,473,350	1,006,200	1,414,800	1,653,000	1,310,890	1,484,170	2,052,200	1,734,200	2,946,080	2,064,800	2,064,800
	長時間保育事業収入	0	0	0	852,470	693,160	1,169,720	526,990	530,230	771,530	922,280	997,930	785,850	0	0	0
	経常経費補助金収入	11,112,785	19,683,750	8,565,390	13,772,790	18,116,696	33,897,777	17,168,410	16,907,091	19,245,928	18,733,172	20,176,132	22,315,360	22,524,213	20,993,010	20,993,010
	寄付金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	100,000	60,000	70,000
	雑収入	434,053	214,366	115,458	1,788,336	3,579,050	401,011	69,400	159,719	87,949	26,714	423,918	67,342	317,334	1,381,706	1,381,706
	児童主食代負担金収入	3,038,950	2,946,560	2,680,900	2,572,100	2,820,600	2,378,000	2,379,000	2,393,400	1,800,000	0	1,697,400	0	3,031,500	2,893,500	2,893,500
	職員給食利用料収入	863,900	698,760	998,320	747,975	908,160	746,240	784,960	939,930	1,024,240	1,080,640	939,930	1,091,200	1,752,172	1,022,690	1,022,690
	受取利息配当金	2,769	3,191	225	49,105	0	158	0	3,417	405,107	14	0	0	▲2,636,742	1,254,812	10,065
経理区分間繰入収入	0	0	▲121,403,225	128,137,714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	215,644,057	196,723,009	51,291,738	324,413,300	201,749,330	190,887,706	177,909,710	197,079,647	181,182,634	189,976,888	198,431,612	228,282,788	226,954,295	214,216,279	0	
経常支出	人件費支出	150,631,037	147,938,902	134,042,015	137,238,870	138,899,862	126,522,407	130,351,447	132,135,080	136,135,935	147,352,579	139,848,907	151,760,133	164,349,207	156,309,129	156,309,129
	事務費支出	16,604,075	13,957,501	9,365,665	8,189,980	13,800,942	21,618,718	11,459,785	12,311,725	13,020,495	10,091,941	12,627,692	10,659,254	14,736,076	17,330,606	17,330,606
	事業費支出	12,978,403	16,204,824	19,252,561	15,880,056	15,812,161	21,436,506	19,893,632	20,251,674	19,407,031	21,687,103	22,115,951	23,866,259	26,128,350	21,070,036	21,070,036
	その他	46,738	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経理区分間繰入支出	0	0	▲121,403,225	128,137,714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業外損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	180,260,253	178,101,227	41,257,016	289,446,620	168,512,965	169,577,631	161,704,864	164,898,479	168,563,461	179,131,623	174,592,550	186,285,646	205,213,633	194,709,771	0	
経常収支	35,383,804	18,621,782	10,034,722	34,966,680	33,236,365	21,310,075	16,204,846	32,381,168	12,619,173	10,845,265	23,839,062	41,997,142	21,740,662	19,506,508	0	
施設収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施設支出	357,912	0	0	772,856	670,000	0	1,000,000	0	0	643,800	0	0	0	0	0	
施設収支	▲357,912	0	▲4,137,900	▲7,772,856	▲670,000	▲1,000,000	0	0	▲643,800	0	▲7,550,000	0	0	0	0	
財務収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財務支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財務収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期収支差額	35,025,892	18,621,782	5,896,822	27,193,824	32,566,365	21,310,075	15,204,846	32,381,168	12,619,173	10,201,465	23,839,062	34,447,142	21,740,662	19,506,508	0	
当期収支差額の14年間の合計	310,554,786															
当期収支差額の14年間の平均	22,182,485															

資金収支の保管なし。
BSはH14の前期数値より。

(*)補正は、次の3つの内容となっている。

- ①特定預金の取得支出等の法人内部での資金移動を除外(施設収入、施設支出、財務支出)。
- ②平成26年度の事業外損失(架空勘定の一部を撰切)を除外。
- ③平成25年度と平成19年度の収入の計上漏れを加算。

法人口座の入出金整理表

●法人口座A(りそな普通/施設)

(単位:円)

	入金	入金	入金	入金	入金	入金	入金	入金	入金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	出金			
	入金計	個人口座A (りそな)より	個人口座B (UFJ)より	現金等 会計操作あり	現金等	法人 三井住友より	定期預金 解約	法人口座B (ゆうちょ)より	法人口座 (本部)より	先物会社へ	個人口座A (りそな)へ	個人口座B (UFJ)へ	現金等 会計操作あり	現金等	法人口座B (ゆうちょ)へ	法人口座へ	法人 三井住友へ	定期預金 預入れ	小口(推測)	出金計			
H17年度	5,100,000	0	0	3,500,000	1,600,000	0	0	0	0	0	0	0	36,900,000	10,450,000	1,500,000	13,400,000	0	0	0	62,250,000			
H18年度	27,274,200	14,774,200	0	9,500,000	3,000,000	0	0	0	0	0	12,400,000	4,160,000	15,900,000	15,850,000	3,600,000	16,950,000	0	0	600,000	69,460,000			
H19年度	31,800,000	24,800,000	0	6,500,000	500,000	0	0	0	0	0	19,720,000	20,280,000	10,100,000	1,100,000	5,500,000	12,400,000	0	0	400,000	69,500,000			
H20年度	15,888,205	11,095,205	0	1,500,000	2,393,000	0	0	900,000	0	26,236,864	13,090,000	12,440,000	4,420,000	1,520,000	6,050,000	11,120,000	0	0	1,400,000	76,276,864			
H21年度	34,489,124	32,110,124	0	0	2,379,000	0	0	0	0	46,712,206	7,764,100	0	1,900,000	1,100,000	3,700,000	13,300,000	0	0	1,200,000	75,676,306			
H22年度	65,101,100	62,301,100	800,000	1,300,000	0	0	0	700,000	0	85,200,000	1,000,000	1,000,000	0	300,000	6,450,000	5,300,000	0	0	1,400,000	100,650,000			
H23年度	62,921,800	48,381,800	500,000	13,540,000	0	0	0	500,000	0	91,745,000	7,906,050	0	8,780,840	1,200,000	10,000,000	10,600,000	0	0	1,400,000	131,631,890			
H24年度	64,090,699	52,190,699	0	11,100,000	800,000	0	0	0	0	81,445,000	9,080,000	0	3,470,000	1,000,000	3,700,000	10,700,000	0	0	1,400,000	110,795,000			
H25年度	52,800,000	52,800,000	0	0	0	0	0	0	0	46,600,000	7,700,000	0	200,000	1,000,000	10,000,000	9,000,000	0	0	1,400,000	75,900,000			
H26年度	257,973,464	165,387,268	5,000,000	0	2,000,000	48,500,000	31,086,196	0	6,000,000	39,100,000	148,700,000	0	100,000	1,000,000	7,500,000	19,000,000	48,591,195	31,086,073	1,200,000	296,277,268			
H27年度	62,900,000	57,000,000	5,900,000	0	0	0	0	0	0	0	80,400,000	0	0	2,800,000	9,000,000	9,000,000	0	0	400,000	101,600,000			
合計	680,338,592	520,840,396	12,200,000	46,940,000	12,672,000	48,500,000	31,086,196	2,100,000	6,000,000	417,039,070	307,760,150	37,880,000	81,770,840	37,320,000	67,000,000	130,770,000	48,591,195	31,086,073	10,800,000	1,170,017,328			
		579,980,396									844,450,060												

●法人口座B(ゆうちょ)

	入金	入金	入金	入金	入金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	出金	
	入金計	個人口座Aより	現金等 会計操作あり	現金等	法人口座A (りそな)より	個人口座A (りそな)へ	個人口座B (UFJ)へ	現金等 会計操作あり	現金等	定期預金 預入れ	法人口座へ	法人口座A (りそな)へ	小口(推測)	出金計	
H17年度	4,600,000	0	1,000,000	2,100,000	1,500,000	0	0	0	350,000	0	0	0	0	350,000	
H18年度	3,800,000	0	0	200,000	3,600,000	0	0	0	100,000	0	0	0	0	100,000	
H19年度	6,779,000	300,000	979,000	0	5,500,000	0	0	0	600,000	0	100,000	0	1,200,000	1,900,000	
H20年度	7,050,000	1,000,000	0	0	6,050,000	0	1,500,000	0	500,000	0	0	900,000	1,000,000	3,900,000	
H21年度	3,700,000	0	0	0	3,700,000	0	0	0	200,000	0	0	0	1,000,000	1,200,000	
H22年度	6,550,000	0	100,000	0	6,450,000	200,000	0	0	0	0	0	700,000	1,800,000	2,700,000	
H23年度	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	0	850,000	0	0	500,000	1,500,000	2,850,000	
H24年度	5,950,000	1,000,000	0	1,250,000	3,700,000	0	0	0	500,000	0	100,000	0	600,000	1,200,000	
H25年度	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	500,000	0	0	0	0	0	1,100,000	1,600,000	
H26年度	10,510,000	3,010,000	0	0	7,500,000	0	0	300,000	350,000	3,010,000	0	0	1,000,000	4,660,000	
H27年度	9,100,000	0	100,000	0	9,000,000	0	0	0	150,000	0	0	0	1,600,000	1,750,000	
合計	78,039,000	5,310,000	2,179,000	3,550,000	67,000,000	200,000	2,000,000	300,000	3,600,000	3,010,000	200,000	2,100,000	10,800,000	22,210,000	
		7,489,000					2,500,000								

●法人口座C(りそな当座)

	入金	入金	入金	入金	入金	出金	出金	
	入金計	個人口座A (りそな)より	現金等	法人口座A (りそな)より	法人口座B (ゆうちょ)より	先物会社へ	出金計	
H17年度	13,400,000	0	0	13,400,000	0	0	0	
H18年度	17,250,000	150,000	150,000	16,950,000	0	0	0	
H19年度	14,300,000	800,000	1,000,000	12,400,000	100,000	0	0	
H20年度	13,330,000	1,330,000	880,000	11,120,000	0	0	0	
H21年度	14,300,000	1,000,000	0	13,300,000	0	0	0	
H22年度	10,301,000	5,001,000	0	5,300,000	0	0	0	
H23年度	10,600,000	0	0	10,600,000	0	0	0	
H24年度	12,400,000	1,500,000	100,000	10,700,000	100,000	915,000	915,000	
H25年度	13,100,000	4,100,000	0	9,000,000	0	0	0	
H26年度	19,000,000	0	0	19,000,000	0	0	0	
H27年度	9,000,000	0	0	9,000,000	0	0	0	
合計	146,981,000	13,881,000	2,130,000	130,770,000	200,000	915,000	915,000	
		13,881,000					915,000	

●まとめ

	不適正会計の 入金①	不適正会計の 出金②	社外流出額 ②-①
法人口座A	579,980,396	844,450,060	264,469,664
法人口座B	7,489,000	2,500,000	▲ 4,989,000
法人口座C	13,881,000	915,000	▲ 12,966,000
法人本部口座	12,500,000	0	▲ 12,500,000
小計	613,850,396	847,865,060	234,014,664
H16年度架空勘定残高			144,445,699
合計			378,460,363

